

戦国の忍びを追う ― 葛西城乗取と羽生城忍び合戦 ―

岩田明広

はじめに

戦国期史料の収集・整理・編年は、一九八〇年代以後、飛躍的に進展した。中でも『戦国遺文』（東京堂出版）による成果はきわめて大きく、各地の大名・国衆に関する詳細な研究成果の積み上げに繋がっている。二〇〇〇年代以後は、新たな歴史ファンの登場を背景に刀剣や城郭が脚光を浴び、学術的なニーズの増加にともない、戦国期史料の発見や精査がさらに進んだ。関連する大名軍の研究では、家臣団や軍役の研究を越え、政治経済構造の変遷を軸に軍兵の動員と戦術・戦略の変化の関係を追求した研究をはじめ（註1）、貿易・運輸・兵站・情報など多面的な視点に立った言及（註2）、武器・武具素材等の化学分析（註3）、それらを総合的に用いた城郭の分析（註4）、情報戦略の検証（註5）などが行われ、軍の構造を解き明かそうとする試みが増えている。

しかし、これらの研究の多くが本軍に対するもので、戦国の軍を構成するもう一つの要素である特殊部隊や特命を帯びた別動隊についての専論は少ない。同時代史料では、戦国の戦は本軍とそれらによる戦術分担によって進められたように見受けられる。戦国期の軍制の全体像を解明する際、特殊部隊や別動隊の理解は欠かせない。

本稿では、先ず戦国期の一次史料及び信頼できる写しを認知科学的な理論に基づいて考察し、戦国の特殊部隊としての忍びを定義する。その後、定義に従い、二つの軍事作戦の実例を通じて、戦国の忍びの構造的な在り方を検討する。

本稿には、戦国期の忍器を初めて認定する別稿と忍術の内容を扱う別論を用意している。これらは長い戦いの積み重ねから、多様かつ効率的に発達した戦国期の軍を総合的、立体的に理解するための基礎的研究として提示するものだ。

なお、本稿の内容は、二〇二一年度埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展「実相 忍びの者」、同年春の三重大学忍者・忍術学講座で発表した内容と一致する部分があるが、いずれの刊行物・発表よりも本稿が優先する。また、本稿では、資料集に掲載されている史料について、以下のように略記して各史料の参照の便を図った。

- ・『上越市史 別編1』→『上越市史 別編2』→上越上杉十史料番号
- ・『戦国遺文 後北条氏編』→戦国後北条十史料番号
- ・『戦国遺文 武田氏編』→戦国武田十史料番号
- ・『戦国遺文 古河公方編』→戦国古河十史料番号
- ・『戦国遺文 房総編』→戦国房総十史料番号
- ・『戦国遺文 下野編』→戦国下野十史料番号
- ・『戦国遺文 今川編』→戦国今川十史料番号
- ・『戦国遺文 今川編』→戦国今川十史料番号
- ・『羽生市史 上巻』→羽生市史十史料番号
- ・『越佐史料』→越佐十史料番号
- ・『歴代古案』→歴代古案十史料番号
- ・『三島市誌 増補資料編Ⅱ』→三島増十史料番号

小田原北条氏等の表記については、単に北条氏等と表記している。

なお、本稿の執筆に際し、できるだけ一次史料原本を参照しよう努めたが、すでに原本が失われているものが少なくなく、新型コロナウイルス感染症拡大による休館等の影響もあり、写真の参照に留めたものや右史料集の翻刻によったものもあることを付言しておきたい。

一 本稿の理論と考え方

忍び・忍者研究は、一九一〇年代以来、小説・映画等の流行に従い継続的に行われてきた。大正期の研究は、立川文庫の登場を契機に、軍記由来の超人的な体術と不可思議な忍術を合理的に説明しようとする動きとして現われた(註6)。これは、明治期から続く超常現象ブームの中に位置付けられる動きであった。昭和中期の忍者ブームの頃には、幕藩体制下の忍び役人制度や組織研究が歴史科学の手法によって行われるようになった(註7)。その後、各地の市町村史編纂事業の中で史料が確認・整理され、江戸期諸藩の忍びの制度や活動史が明らかにされてきた。現在では、忍びの仕官の状況、忍術の伝達や内容、知識教養、母体となった村落の状況など、詳細な研究が進められ、江戸期の忍びに関する確かな情報が相当量蓄積されている。最近の三重大学とその施設である国際忍者研究センターの貢献は特筆すべきだ。

しかし、戦国期の忍びについては、研究の大きな進展はみられない。同時代史料が少ないため軍記や伝承の影響が尾を引き、「しのび」「くさ」「かまり」「らっぱ」など、旧来の忍び概念を前提にした研究が続いている(註8)。南北町期からみられる「しのび」「忍」の語を戦国期に用いられるようになった「くさ」「かまり」などの語と同義とするのは、些か乱暴な気もする。

本稿では、感覚的な態度や経時的に形成された忍びに対する認識を廃し、理論的な検討を試みたい。その上で、史料に記された内容から断定できること、推定できること、推測することを区別して結論を得る。

本稿が扱える主な理論は、認知科学の成果に基づく次のような理論(註9)とする。

人は事物を認識する際、外部から受容した情報を、脳に保存された知

識の総体Ⅱ記憶と照合する。この過程は、一般に情報処理過程あるいは認知過程と呼ばれている。

記憶は、外界から受容器を通じてもたらされた個々の刺激Ⅱ情報によって形成されるが、受容した刺激Ⅱ情報をそのままの状態で保存する訳ではない。直接受容した情報では、あまりにも情報量が多く、貯蔵も照合も困難だとされている。

受容された情報は、一旦ほとんど全ての情報を保持する短期記憶に貯蔵される。その後、共通の特徴をもつ情報とその特徴毎に体制化され、まとまりとなる。そのまとまりは、さらに類似の特徴でまとまりとなり、さらに上位のまとまりをなす。こうして階層化された記憶構造が形成される。個々の知識のまとまりは、カテゴリーズされており、カテゴリー外の知識と混同されることはほとんどない。これが記憶であり、認知構造と呼ばれている。人は、情報を受容すると、その特徴に適した認知構造の階層にある知識のまとまりと照合し、その情報が何であるかを認知する。

語や文などの命題的知識に関する記憶Ⅱ認知構造は、コミュニケーションによる刺激の受容を繰り返すことで形成される。このため、ある集団に属する個々人の認知構造は、家族のような基礎的集団では、細かい情報まで繰り返し情報伝達されるため、細部(の型)まで共通し、地域共同体のような集団では生活環境とともに維持する程度の情報伝達がなされるため、生活に必要な部分程度(の型)まで共有される。さらに上位の地方集団等の場合では、情報伝達の頻度が低くなるため、その地方独特の概念的な知識(の型)しか共有されず、国のような水準では、書物による情報共有などが主となるため、大まかな概念(の型)しか共有されない。この各レベルが認知構造の階層にあたる。こうして形成される認知

構造Ⅱ記憶は、外界から受ける刺激が変わらない限り維持され、それら
が変容すれば、急速に再構造化される。つまり、認知構造Ⅱ記憶は共時
的なものとして存在し、環境を共有する集団で共有されるのだ。この理
論は類人猿も含めた人類に共通の仕組みとされている。

戦国期の軍で発給された文書を扱う場合、少なくともある戦国大名や
国人の軍内においては、発給者と受給者の間で個々の語や文の意味が完
全に理解されるが、異なる領国・領地の軍との間では異なる語や表現が
用いられていて理解できない状況があることを前提にしなければならな
いのだ。しかし、同時に、異なる領国・領地間の軍であっても、より上
位の概念的な知識は共有されることに留意しなければならない。

本稿では先ず、戦国期の忍びの検討に先立ち、当時の忍びの概念が、
どの程度の広がりをもっていたかを確認することから始めたい。

「忍」の最古の記事は『太平記』であるとされている(註10)。以後、明治
初期まで忍びの活動の記録が継続的に認められる。忍びについての知識
がその期間、人々に保持されていたことは容易に想像できる。しかし、
認知科学的な理論に立てば、より具体的な理解が可能になる。

後世の改作が疑われる西源院本巻二の元亨四年(一三二四)の条の「細
人」を別の表現として除けば、『太平記』での「忍」の初出は、整版本巻二〇
「八幡炎上事」になる。足利尊氏の蜂起で敗れた建武政権側の北畠顕家が、
尊氏に再び挑むため、弟の顕信と新田義貞の子の義興を京都男山の石清
水八幡宮に籠城させた際の記述だ。北朝の建武五年(一三三八)七月五日、
尊氏配下の高師直が、秀でた忍びを用いて石清水八幡宮に放火し、顕信
の軍勢を混乱させたというのだ。「或夜ノ雨風ノ紛ニ、逸物ノ忍ヲ八幡山
へ入レテ、神殿ニ火ヲ懸タリケル。」とある。忍びの「夜間」の「潜入」・「放
火」という行動を明確に描いている。

巻二四「三宅・荻野謀叛事付壬生地藏事」にも「忍」が登場する。南朝の
忠臣児島高德が足利將軍らを夜討にしようとして企てた際、実行前日に京都
所司代の都築入道に急襲され、隠れていた優れた忍びたちが矢を射つく
し切腹して果てたというものだ。「究竟ノ忍ビ共ガ隠レ居タル四條壬生ノ
宿へ未明ニ押寄ル」とある。軍の作戦の際、内密に隠れて機会を伺う「忍
び」の者の姿が書かれている。

他に、巻三四の「平石城軍事付和田夜討事」を、合言葉を使って潜入し
た敵を見破る具体的な忍術の記述だとする見方があるが(註11)、この記
述に「忍」の語は登場しない。術を施したのは敵の一般兵であり、本稿で
は除外しておきたい。

『太平記』は十四世紀を通じて成立したとされる。十五世紀初頭には、
今川了俊がこれを読み『難太平記』の著述を行うなど、室町期以後の上級
武士を中心に広く読まれた軍記物語だ。琵琶法師が普及した『平家物語』
に比して写本は少ないが、その後、講釈として享受されたといわれてい
る(註12)。書物の書き手は読者層の存在を前提としており、『太平記』は
上級武士階級のコミュニケーションツールの一つであったと評価できる。
その舞台が京を中心に各地の守護領国に及んでいることから、各地の上
級武士の間には『太平記』を理解するために必要な知識が共有されていた
としてよい。十五世紀初頭頃までの間に、上級武士階級には「忍び」の概
念が共有されていたと考えることができる。彼らにとって、「忍び」はカ
テゴライズされた知識に対応した語であって、他の語で代用するもので
はない。上級武士たちは、少なくとも夜間に潜入し敵城に放火する者を
「忍び」と理解していたことになる。

この概念は、下級武士や忍びを実行した者たちに共有されていなかった
とは考えにくい。軍事的な戦術に該当する行為であり、指示命令と拝

命者の行動に齟齬や曖昧さがあれば命取りになる。正確な知識としてコミュニケーションがなされたであろう。少なくとも上級武士からの命令系統に属する者たちには、「忍び」の概念が共有されていたはずだ。

とはいえ、「忍び」に『太平記』に書かれた夜間の潜入・放火以外の行動の概念がないとは限らない。この知識の捉え方は一面的であろう。重要なのは、「忍び」の概念は、その他の語で表す概念とは、明確に区別されていたと考えられるということだ。つまり、「忍び」は、「くさ」「かまり」「ふせ」「すっぱ」「らっぱ」「伏兵」等の語と区別して検討すべきだということになる。「忍び」研究の第一歩は、漢字で「忍」、仮名で「しのび」の表記のある同時代の一次史料あるいは信頼できる写しに対象を限定し、検討を進めることに他ならない(註13)。

これまでも一次史料を対象にした忍び研究が試みられたことはあったが、本来個々にその属性を分析しなければならない語を忍びの別称という属性を付して予め収集し、それらの語の用例から忍びの属性をいわば再定義するような循環論的傾向が顕著に認められた。このため、「くさ」「かまり」「すっぱ」「奪口」などを「忍び」と同一視するのが忍び研究の前提となり、結果的に戦国期に忍びの者は存在せず、「忍」の語とその別称とされる各語は、まとめて忍び行為を指すとした批判につながった(註14)。理論の欠如が招いた結果だ。

複数の史料間の矛盾を検討する史料批判は当然だが、それは科学的な判断を行うための論拠にはなり得ない。現代では、ヒトの思考の枠組みに対する理解が急速に進んでいる。命題的な内容が研究対象としても、歴史家が経験や哲学的思考で獲得した方法論には限界があるのだ。

二 戦国の忍びの足跡

(一) 一次史料からみた忍びの定義

戦国期の一次史料で「忍」「しのび」の記述があるものを収集するため、『戦国遺文』後北条氏編・武田氏編・古河公方編・房総編・下野編・今川編・真田氏編、『上越市史』別編1・2、東京大学史料編纂所の古文書フルテキストデータベース等を縦覧した。異なる大名軍間での相違等を越え、時間的・空間的にできるだけ広い範囲で「忍」の用例を収集するため、まずは副詞的用法や異義語を除き、機械的に「忍」「しのび」の表現を探した。史料数が十分であれば、理論的には、個々の用例の文法的用法・表す命題を発給主体及び時期とともに検討することで、各大名軍で「忍」が何を意味していたのか、さらに、上位概念として広域的には何を意味していたのかを把握できるはずだ。

しかし、収集の結果では、百年を越えて各地で戦闘が続いた戦国期であるが、わずか八点【史料一・一〇】の参考史料を入れて一〇点の史料しか確認できなかった。収集した史料では、「忍」「しのび」は、いずれも行為や人を表しているようにみえる。この結果を基に、戦国期の「忍」の語が意味するものを整理してみたい。ただし、「忍」「しのび」の語がみられない史料でも、一つの合戦に関する史料群を詳細に検討することで忍びの詳細な状況を把握できる場合もある。そうした史料は、実は一定数存在するものと思われる。今回管見に触れたもの(葛西城・羽生城関係文書)については、後で取り上げ、忍びの具体相を提示したいと思う。

実際の史料の検討に入ろう。

「忍」「しのび」の語が記載された一次史料の初見は、管見の限り永正七年(二五二二)十二月二十八日から翌年三月九日までに起こった斯波義達陣所や斯波方国衆の陣所の火災について記録した【史料一】の「伊達忠

宗軍忠状」だ。

永正五年（一五〇八）、今川氏親は、支持していた將軍足利義尹により、応仁の乱後斯波氏に奪われていた遠江守護職に補任された。大義名分を得た氏親は、その後遠江に侵攻し、斯波方の国衆の帰順をはかろうと企てた。駿河伊達氏は、觀応の擾乱以後に今川氏に仕えた伊達氏分派で、この頃、伊達藏人丞忠宗が今川氏親と軍をともししていた。【史料一】は、永正七年から九年の忠宗の軍功を記したもので、斯波方陣所の度々の火事について冒頭に記載されている。このうち、永正八年二月二十二日深夜〇時頃にあつた井伊次郎陣所・番所と三月九日深夜二時頃にあつた太田左馬助陣所の火事について、「是ハしのひヲ付申候」と記している。伊達忠宗がこの火事の際、忍びを遣わしたというのだ。平山優は、冒頭の永正七年から五件の火事を「しのひ」による放火と読んでいるが（註15）、軍忠状の性格からみて、軍による放火を見極めた証人が忍びであつたとも読める。また、忍びが関係したのは井伊次郎陣所・番所と太田左馬助陣所の火事のみとみられ、詳細は不明だ。

以下に紹介する他の忍びの記録とは、五十年の開きがあり、また駿河唯一の史料でもある。軍の作戦の一部であることは疑いないが、先に記した理論にしたがえば、時間・空間の相違があり、他の文書から得られる忍びの情報とは一旦区別し、参考としておく必要があるがそうだ。

【史料二】「伊達忠宗軍忠状」（京都大学総合博物館所蔵駿河伊達文書、

戦国今川二五五）

武衛様御陣所度々火事之事

永正七年十二月廿八日夜

一 まきの寺御陣所火事にて花平へ御移候

永正八年

一 正月五日 午剋時分

花平御陣所・御番所・同御たい所火事

一 二月廿二日夜 子剋時分

すゑ野殿御陣所并御被官衆陣所卅間

火事

一 同夜亥剋時分

ミたけ井伊次郎陣所・番所火事

是ハしのひヲ付申候

一 三月九日

丑剋時分

同、

一 形部城へ敵度々討詰候事

永正八年

二月十二日 引間衆物見ニ出候跡ニ三百計

七月九日 引間衆原口へ五百計

十月十七日 武衛御自身四手二分、千余にて討詰候き、

同十九日 形部口原口へ千五百計、是ハ五手二分、詰候き、

同廿三日 形部口原口へ人数千余にて、二手二分、詰候き、

同廿四日 形部口へ井伊次良四百計にて、

原口へ引間衆千余にて、討詰候、武衛御自身、
氣賀へ打詰させられ候、御人数千計にて候き、

十一月五日 形部口へ三百計、

同六日 片山半六大将にて、武衛衆五百計打まはり、

同廿七日 形部口より氣賀へ働候衆七八百、

十二月一日 村櫛・新津へ詰候而、退候処を出合、しやうし淵にて、のふしはしかへさせ候き、

永正九年

正月十日 夜中二五百計、討詰候ツ、

同二十一日 人数五百計にて、形部口へてちかく打詰候き、

同三月九日 川むかいまで、七八百出候ツる

同十七日 気賀へ打詰、むきをなけ一日野ふしはしかへ候き、

引間八原口へ打詰、巳剋より未剋までやいくさてちかく仕候、

四月六日 武衛衆・引間衆・井伊衆千五百計にて、三手

二分、ほり河へ一手打詰、せめ入候を、形部より出合、

おいこみ、ていたく仕候き、

同廿三日ニ武衛衆井伊衆・下気賀まで打詰、むきをなけ、

苗代をふみ返しのき候を、清水口へよこ

あひにのふしをかけ、さつくにおいちらし候、

壬四月二日 武衛衆・井伊家・引間衆大勢にて、村櫛・

新津城へ取詰候而、新津のね古屋焼払

候を、形部より村櫛へ七十計、舟にて合力仕候、

同三日 井伊谷へ朝かけ形部より働候而、三人いけ

取退候を、敵したい候間、城より出合候而、

神明ふちにて、はたえを合をいこみ退候き、

其後も度々罷出候へ共、指儀不仕候処、則引間為御退治、御進発、原河ニ御座之後者、一向不相働候、

伊達藏人承忠宗

その他の忍びの史料は、永祿年間初頃に現れる。当時は戦国の軍に鉄炮が急速に普及した時期にあたる(註16)。

【史料二】の永祿四年(一五六二)八月二十六日付「武田家朱印状写」は、現群馬県安中市松井田町にあった諏訪城(諏訪要害)を武田軍が攻めた際、水車輪の乗取りを忍之衆に命じた記録の写しだ。

この前年、関東管領上杉憲政を補佐しよう將軍足利義輝から御内書を得た長尾景虎(以下では、改名に関わらず上杉謙信と表記する。)が関東諸士の軍を従えて、上野・武蔵・相模に侵攻した。永祿四年の春には、小田原城を包囲するに及んでいる。北条氏康は武田信玄に支援を要請し(三月三日付「北条氏照書状」戦国後北条六七〇)、対抗した。上杉・関東諸士軍では、農繁期の春を迎えると武将の離反が生じはじめた。謙信は、このため小田原城の包囲を解き、鎌倉に移って上杉憲政から関東管領の職と上杉の名跡を継承した。六月初めには、將軍から関東遠征の成功を祝う御内書が届き、上杉軍は厩橋城を経て越後に帰国した。

武田信玄は、上杉軍の動きに対し、五月に甲府を出陣し、割ヶ嶽城・上倉城など北信濃の上杉方拠点を攻撃した。北信濃防衛のため、上杉軍は八月、善光寺・妻女山を経て川中島方面に侵攻している。武田軍も諏訪・上田を経て、八月二十二日に川中島に到達、二十九日には海津城に入った(『甲陽軍鑑』)【史料二】の本通は、上杉・武田両軍による川中島合戦最大の激戦第四次合戦の前に、双方の武将たちが極度の緊張状態にあった中で出された命令書だ。宛名を欠くが、発給者の甘利は、武田氏譜代の家臣甘利昌忠であろう。

【史料二】「武田家朱印状写」(戦国武田四一八五)

於上州松枝之庄内於諏訪要害水車輪乗取就忠節、両国之忍之衆

被仰付者也、

御親類衆・御宿老衆誰被官成共、於下知背者、御上意不請可致
成敗者也、就者成敗致共不穩可申上候、為後日、仍如件、

御申甘利

永祿四年辛酉

八月廿六日（竜朱印影）

「両国」は武田の支配下にあった信濃国と進出中の上野国と思われる。朱印が後世のもので、当文書は検討を要する文書とされるが、忍びの任務として城攻めにおける乗取りが命じられていることは重要だ。この文書では、一見忍びの役を担う「忍之衆」という組織が存在したように見受けられる。しかし、後半には、親類衆や宿老衆の誰が任せられても命に背いてはならないとあり、すでに召集されていた軍兵の中から乗取りという戦術を実行する者たちを選び命じる軍の組織形態をとっていたことがわかる。常設の忍び組織があったわけではないのだ。「忍之衆」は、乗取りを含む戦術としての名詞の「忍」に、これを行う者たちとしての衆を付し「忍之衆」としたものと判断すべきだろう。一方で、命じられる対象が、武田氏と婚姻関係を結んだ親類衆や経験豊富な宿老衆とされており、忍び戦術の実施が可能ながわかつている信頼できる者たちに限られてもいる。武田氏の忍びは、軍に属する武士の中で、忍び戦術を実行できる能力のある集団から任命されるもので、任命された時点で忍びとして働く仕組みであったことがわかる。このとき、忍び戦術に対応できる者たちが信濃・上野両国にいたことになる。彼らは忍び戦術の実務で成果を上げたり何らかの訓練を行ったりしており、忍び戦術に対応できる者たちだと、武田氏と配下の軍兵双方に認識されていたのだ。

次に挙げる【史料三】永祿五年（一五六二）三月二十二日付「北条氏康判物」は、最も有名な忍びの史料の一つであろう。「本田」に対し反北条方の葛西城を「忍」をもって乗取るよう依頼し、褒美として現葛飾区の曲金・両小松川・金町の知行を与え、実行部隊の同類衆には五百貫文を給符する用意があるとしたものだ。この史料には一連の記録群があり、後段で詳述するので、ここでは文法と文意から把握できることを確認しておきたい。

【史料三】の「以忍」は、「忍び戦術によって」、または「忍び」という集団を使って」という二つの意味にとることができる。また、忍を実施する者たちが、「本田」という武士を寄親とし、その寄子の同類衆であることが読み取れる。本田は、知行を与えられることで、北条氏家臣として仕えることになると考えられるが、同類衆は陪臣であり、金銭の褒美による傭兵集団といえる。北条軍は傘下に常設の忍び組織を抱えていたわけではなく、褒美を与えて参陣を要請するなど、傭兵として雇用することがあったと解される。

【史料二・三】はともに、軍の作戦行動にともない忍び戦術を用いる際の命令書で、作戦にしたがい忍びの役を適宜任ずるといふ共通点をもつことがわかる。

【史料三】「北条氏康判物」（本田家文書、戦国後北条七五〇）

葛西要害以忍乗

取上申付者、為御褒

美可被下知行方事、

一ヶ所 曲金

二ヶ所 両小松川

一ヶ所 金町

以上

一 代物五百貫文、同類衆

中江可出事、

以上

右、彼地可乗取事、頼被

思召候、此上ハ不惜身命、

可抽忠節者也、仍状如件、

永祿五年

三月廿二日 氏康(花押)

本田とのへ

【史料四】は、弘治三年(二五五七)以来、安芸・防長で勢力を拡大してきた毛利元就が、永祿五年に尼子領に侵攻した軍事行動にもなう文書だ。元就の子で配下の吉川元春が、石見国人益田藤兼に対し、藤兼が出した援軍の動きに指示を与え、敵対する尼子・平田の動静を知らせている。將軍義輝の仲介により、一旦は和睦した尼子氏に対し、元就は、前年から本格的に侵攻していた(第二次月山富田城の戦い)。

現出雲市平田町にあり金品を保管していた平田城に、尼子方の忍びを潜入させてはならないとの文意で、「忍」は忍びの任務に従事する者たちを指している。この書状も、【史料一】〜【三】同様に軍事行動の中の忍びについての言及であり、尼子軍が忍び戦術を用いていたと判断できる。毛利軍は、尼子軍の忍び戦術による攻撃を受けた経験があったのである。毛利軍が忍びという戦術用語を用いていたことは確実で、毛利軍でも忍び戦術をとることがあったと思われる。また、尼子軍内でも「忍び」

の呼称を用いていたと想像される。なお、毛利・尼子関連の史料は他にもあるようだが、本稿にかかる調査期間では目配せできなかった。

【史料四】「吉川元春書状」(大日本古文書「益田家文書」三二七)

当陣勢仕之儀ニ付而、夜前得

御意候之處、被成其御心得之由候、可然候、

御陣所、

後山つゝき、

不可然候之条、無御油断之處、可申聞之由、得

其心候、尚自是可申述候、

御礼拜見候、昨日至大東、富

田衆罷出相動候、其儘至牛尾

引退、今朝中蔵表へ可相動之

由候之条、加番之儀、夜中被差遣候、

就夫、御人数之儀、被遣候て可給之

由、被得御意候之處、歴々被差出之由候、

則申聞候、従前々被置候衆中之御書

立、是又申聞候、御馳走之段、畏存之由

被申候、何も以使者可申入之由候、将又従

中蔵只今左右候、今朝敵不相動候、

無珍儀之由申越候、先以可御心安候、追々

到来之趣、可得御意候、又平田之儀

各御倉元と聞及候て、自然忍をも付

候てハ、不可然候之条、可被付心之由、蒙仰候、尤

候、元就申聞、可被付心候、彼表、幸桂・井原・己斐、其外人数罷居候之条、則可被申遣候之条、可御心安候、毎々被御心、御懇之儀、本望之由從我才能々可得貴意之由候、從愚陣御報可申候へ共、本陣罷出候折之条、致遅々候、御分別所仰候、恐々謹言、

五月九日 元春(花押)

(奥切封ウハ書)

治部少輔

藤兼 ら々 御返事 元春

申給へく候、

次の【史料五】は、「忍」の語を「忍び戦術を用いて」という意にとれる用例だ。武田氏配下として西上野侵攻に真田幸綱とともに出陣していた小山田備中守(虎満)に宛てた、永禄七年(一五六四)十一月八日付の「武田信玄書状写」だ。

息子の小山田昌成(藤四郎)が甲府に帰ってきた。密書で注進があったところだが、上野国衆安中重繁(越前入道)が上杉謙信(輝虎)に内通し、小山田備中守の在番する城(松井田城か)を「忍び取ろう」としているとのことなので、油断せず、内通者への用心が大切だと書き送っている。「忍取」という熟語的な用法にみえるが、「忍取」の用例は他にみられない。また、副詞的な用法の「密かに」の意に解することもできるが、軍事的な防衛戦術を指示する文意の上で、きわめて曖昧な命令への対応を求める文意となってしまう。副詞的用法として収集外とすべきかも知れないが、

「忍び戦術を用いて取る」(忍にて取る)の意で用いられた可能性が低くないため、その意の史料として採り上げておく。武田氏には敵城を忍びによつて奪う戦術があり、配下の武士たちには戦術用語として理解されていたものと思われる。

【史料五】「武田信玄書状写」(徳川林政史研究所「古案」、戦国武田九

一五)

漸可為京着候之間、重而越
飛驒、一 信越之境雪消馬足
叶候之様ニ告来候、然則輝虎
向信州出勢必定ニ候、無據進
退之条、無二薩捶山へ取懸
間、遂興亡、一 戦候、甲越和融
以御下知可有信長媒介者急
速ニ岐阜之使者信州長沼辺へ
衆越候之様ニ可有催促候、一 当時
家康者専信長衆頭領
異見人ニ候、又、今川氏真没
落故遠州悉厲岡崎候之上ハ
雖不可異儀候、懸川岡崎和
融之刷(州)候、此所不審ニ候、畢
竟信長御悦ニて候、聞届度候、
一 信玄事も只今此方信長之
外又無味方候、此時聊も於
信長御疎略者、信玄滅亡無疑候、

急度還藤四郎候、従真弾

所以蜜書如注進二而、安越輝

虎かたへ計策候て、可忍取

其城之由候、有油断者、曲

事必定二候、無證文之處二

余顕色二てハ不可然候上二ハ、

あらハす内心之用心肝要候、

委曲可有彼口上候、恐々謹言、

十一月八日 信玄 在判(花押)

小山田備中殿

【史料六】は現静岡県藤枝市にあった田中城を守る三浦員久に対し、武田氏が防御を固めるよう命じた条目だ。天正三年(一五七五)五月、武田勝頼は三河国長篠城奪還のための戦いにおいて、織田軍・徳川軍との戦闘に及んだ(長篠の戦い)。この戦いは、本格的な銃砲による合戦となり、多数の重臣が命を落とし、武田軍は敗北した。その後、徳川勢は駿河・伊豆国境まで攻め込み(天正三年六月十三日「織田信長書状」上越上杉一二五五)、遠江では諏訪原城を落とすなど(今川氏真詠草・当代記)、各地で攻勢を示し、勝頼は対処に翻弄された。十二月、軍役定書を発して、勝頼は存亡を賭けた戦いを決意した。そうした中、十二月二十四日、現静岡県浜松市にあった遠江の二俣城が徳川軍に落とされてしまう(浜松卿在城記)。

【史料六】の軍役条目は、二俣城を落とした徳川軍の攻撃に対し、田中城の守りを固めよとしたもので、城の改修を進めよとする一条の付けたりで、忍びに対する警戒・警護が命じられている。文法的には、忍びと

いう戦術に対する警護ととれる。この史料も前掲史料と同様に、軍の作戦としての忍びに対する警護を指しており、武田氏では「忍」の語が軍の戦術を表す語であったことを補強する。

【史料六】「軍役条目」(佐久町友野家文書、戦国武田二五六九)

(竜朱印)条目

一 其城用心普請等、不捨昼夜肝煎之事

付、忍之用心、專可被申付之事、

一 向諏方原出伏兵、稼不可有由断候事、

一 其地为番替、山家并駿州衆一兩人指越候、為着城者、

小山田六左衛門尉片時も早速帰参之事、

已上

十二月廿七日

三浦右馬助殿 小山田六左衛門殿

小原宮内丞殿 其外在番衆

【史料七】に挙げる天正八年(一五八〇)二月二十五日付「北条家朱印状」は、戦を避けて逃亡する百姓を支援するよう領主に指示を与えた北条氏の定書だ。現静岡県三島市多呂の百姓を対象にしたもので、宛所の領主は愛染院となっている。上杉謙信死後の御館の乱を機に、甲相同盟が破綻した。『三島市誌増補史料編Ⅱ』によれば、天正八年三月十五日には、北条・武田両水軍が重須沖で海戦を展開したという。

第三条に忍びに関する記述がある。百姓は戦禍を避けて逃亡しても帰ってくるべきだとし、夜中に忍びにでも追い散らされた場合は近くにいるようにし、出張して農作業にあたるように、と指示している。この

文書では「忍」は人・集団とも戦術ともとることができるといえる。忍びが夜間の戦術であったことは確かだが、残念ながら、その役の詳細等については記されていない。

【史料七】「北条家朱印状」(小出文書・三島増一九七・戦国後北条二

一四二)

豆州田方郷村之儀ニ付而惣領主へ申出筋目之事

一ヶ所 多呂

- 一 當作之事寸歩も不残可仕付行手堅可被申付
- 万乙敵味方之押合ニ付而作付候苦勞水ニなる模様ニ有之而者與未來之善惡を察當作致
- 間敷儀可為曲事候敵味方之可為手前次第間手堅可被申付事、
- 一 先段郷村放火方々へ令逃散失墜造作をば為
- 領主遂塩味少々指置をも有之而百姓等に合力懇可被申付事、
- 一 郷村へ如何様にも立歸而可有之者尤候、若又夜中忍二も可被追散地形者、其間寄く二令徘徊、出作二も可致之迄候事、
- 一 當郷之百姓自然背領主之儀、他郷へ移而有之者
- 一 往領主ニ断可召返兎角令難涉者經大途召返
- 百姓徒類共可切頸事、
- 一 豆州田方弓矢之巷ニ付而分國中何方へ落散有之共領主之儀を相背令他出者後年ニ成共、聞出次第可行死罪事、

右郷中之仕置私領事雖不及綺候為諸百姓候間

如此申出候右之仕置忽緒ニ被申付令不作付而者

領主之可處越度候仍定所如件、

庚辰

(朱印)二月廿五日

愛染院

【史料八】に挙げた十月十三日付「北条氏邦書状写」は、信濃から「すつは」が五百人ほど来たことに対し、現埼玉県寄居町の鉢形城主で北条氏の上野侵攻を担った北条氏邦が、配下の吉田新左衛門に用心するよう注意を發した書状だ。

年欠であり明確な状況は不明だが、北条氏が秩父地域の支配を固めた後で、吉田新左衛門が上野国に派遣されていたものとみられる。『戦国遺文 後北条氏編』では天正十年(一五八二)に、同真田氏編では天正一六年(一五八八)に比定・掲載されている。天正十年十月とすれば、甲斐武田氏の滅亡と本能寺の変により、信濃・西上野の領有が流動化し、真田氏が北条氏に接近して勢力維持に傾注していた時期にあたる。丸島和洋は、「すつは」を送り込んだのは真田昌幸であるとしている(註17)。

この書状には、「すつは」「しのひ」「足輕」の三語が同時に登場する。「しのひ」は後半に登場し、現在は寒期であるので、月夜になれば潜入してくることはない、とされている(註18)。文法的にみれば、「しのひ」は「すつは」の中から選ばれるなどして敵城に「つく」|| 潜入する者だと理解できる。「すつは」は「しのひ」の母集団ともいえる徒党の呼び名とみられるが、情勢からみて丸島の指摘のとおり、真田昌幸が派遣した武装集団で、傭兵かも知れないが真田軍の一部であろう。「すつは」五百人のうち、

何人が忍びとして潜入してくるかは書かれていないが、「すつは」が忍びとして「夜間」に「潜入」するというのが、当時の北条氏邦と配下の間で共通理解されていたことがわかる。後半には、忍び対策として、石を転がし、松明を投げて見届けるよう指示もある。

「足軽」は追記に登場する。敵の「足軽」を城下深く攻め入らせてはならないので、門を閉じて待機するよう指示がある。「足軽」は「すつは」とは違い、城につく＝潜入ではなく、攻め込んでくる者たちと捉えられている。「出」として、「しのひ」とは別の表現になっている。「足軽」が「すつは」の一員であることに間違いはないが、「しのひ」として潜入する者たちとは異なっていたと考えられる。北条氏邦とその配下は、「忍び」と「足軽」を異なる戦術・作戦を実行する者として区別していたのだ。

【史料八】「北条氏邦書状写」(諸州古文書十二「武州古文書」、戦国後

北条二四三二)

只今注進之処、自信濃、すつは共五百

ほと參、其地可乗取之由、申来候、昼

夜共二能々可用心候、きはく江何

時も、宵あかつき夜明番、肝要二候、何

時も一番九ツと之間あけ出、此用心尤二候、

只今さむ時二候間、月夜なしては、しのひ

はつく間敷候、何れも物主共、覚番二

致、夜之内三度つゝきてゑ、石をころ

はし、たいまつをなげ、可見届候、為其

申遣候、恐々謹言、

追而、時分柄二候間、火之用心尤候、

何れも昼ねて、夜可踞候、

如法度、敵之足軽出候者、

門々をとち可踞候、此一ヶ条

きわまり候、又足軽ふかく出

間敷候、以上、

十月十三日氏邦(花押)

吉田新左衛門殿(真重)

年代は未詳だが、【史料九】に挙げた正月六日付「築田晴助書状」は、忍びと「放火」を結びつける文書だ。現茨城県古河市の水海城傍の小屋(番小屋)であった前夜の火事は仕方のないことだが、敵地への反撃の子細も決めていない。忍の仕業ではないので、小屋を守る者たちは安心し、勝手に判断して放言等せず在城させよと、関宿城主築田晴助が配下の斎藤但馬守に申し付けている。

古河公方家臣で上杉氏に近い築田領内の武士たちが、「夜間」の「放火」を城攻めにおける敵軍忍びによる戦術と共通理解していたことがうかがえる。ただし、この文書での「忍」は、忍び戦術に携わる人・集団を表す語として用いられている。築田領内では、関宿城を入手したい北条方の忍び戦術によって、すでに放火の被害を受けた経験があったのかも知れない。この史料は、北条氏の忍び戦術に放火があった可能性を示す史料でもある。

【史料九】「築田晴助書状」(斎藤徳右衛門所蔵文書、戦国房総一一六

五)

一夜前水海之際小屋火事、無是非次第候、然共敵地

へ申合子細無之、忍之所行無之由、申上候間、小屋之者共

心やすく存、ちり／＼にかりしりそらす、可致在城之由、堅可

申付候、為其御一筆被下候、謹言

正月六日 晴助(花押)

斎藤但馬守殿

最後に、参考史料であるが、【史料一〇】に江戸初期の忍びの史料を付しておきたい。

大坂冬の陣に際して記録された慶長十九年(一六一四)十月二十日付「木俣守安宛井伊直孝覚書」には、次のようにある。

【史料一〇】「木俣守安宛井伊直孝覚書」(中村達夫氏所蔵文書『彦根市

史』第六卷一六四)

(前略)

一 先手之儀大坂近辺之事に候間、自然しのひなと来候而火つけ候儀も可有之候条、鉄炮大将衆へ被仰付、昼夜まはり番可被仰付事、

(後略)

大坂冬の陣を前にして、先鋒の木俣守安に宛てた井伊直孝の覚書だ。大坂城近辺で先手をとろうとするなら、忍びが来て放火するようなこともあるのではないかと、鉄炮大将衆に昼夜の警戒を命じたものだ。「しのひ」は、放火という軍の戦術を行う人・集団を指している。井伊家とその他家臣には、忍び戦術の一つに「放火」があることが共通理解されていたのだ。戦国期の一次史料等の中には、忍びによる放火を警戒する記述はあっても、直接忍びが放火した記録はみられなかった。慶長年間を社会

構造の上で戦国期の延長と捉えるなら、【史料九】にみえる築田氏の例とともに、忍び戦術に放火が含まれていたと推測する傍証になりそうだ。

一次史料及び信頼できる写しでは、北条・武田・築田・毛利・尼子氏の各軍で、「忍」が軍の戦術として用いられ、戦術を表す用語として軍に加わった武士たちに共通認識されていた様子を把握することができた。北条軍における忍びは、「夜間」の敵城等への「潜入」・「乗取り」、そして恐らく「放火」を指す戦術であり、その役に通常の軍役とは別に召集される者たちを当て、役についた場合、彼らは忍びと呼ばれたとみられる。武田軍でも「夜間」の敵城等の「乗取り」戦術を指すが、召集では、通常の軍役で召集された者の中から適任者を選ぶ仕組みがあったようだ。築田軍の忍びの詳細は不明だが、忍び戦術が行われていたことは確かで、「夜間」の「放火」が含まれていたと考えられる。また、半世紀前の今川軍では、放火が忍びの主な任務であった可能性もある。毛利軍・尼子軍の忍びは不明確だが、忍び戦術を行っていたことは間違いない。そして、いずれの大名軍でも、忍びは軍の作戦行動の一部であって、本軍の支援のもとに行われるものであったと考えられる。各軍の忍びの語の意味・認識(記憶||認知構造)、在り方は以上のとおりだ。

戦国大名軍はそれぞれ独立しており、軍同士のコミュニケーションは必ずしも必要としない。戦術に対する知識は個々に異なっており、他軍と異なるほど、有利な戦いを展開できたはずだ。また、一つの軍内では、作戦遂行上、指示系統に曖昧さは許されない。曖昧な指示や理解では、拜命者の適切な行動を妨げ、作戦成功は望めない。

それにもかかわらず、「忍」については、北条・武田軍で、召集・任命の方法を除きほぼ同じ概念(知識の内容||型)であったようだ。詳細は不明確だが、築田軍・毛利軍・尼子軍でも敵城等に潜入して何らかの任務

をこなす忍び戦術が存在していたのは確実だ。上位の概念としては、戦国後期のかなり広い範囲で、夜間に潜入し乗取りや放火等を行う忍び戦術が、共通認識され、実施されていたと想像できる。多くの戦国大名軍が「忍」という語を用いて、大枠で同様の戦術を行い、その内容も似通っていたと判断できるのだ。

これが『太平記』の頃からの広い範囲でのコミュニケーションの延長上にある現象か、戦国後期特有のコミュニケーションの結果なのかは判断できない。戦国武将の内通や寝返りが多くあったのは、軍用語や作戦・戦術に特殊性が乏しく、どの軍でも同じような軍用語でコミュニケーションが行われていた故かも知れない。

以上のことから武蔵・相模・上野・下総・越後・駿河の各旧国程度の範囲(安芸・出雲も含まれる可能性が高い)における戦国後期の「忍び」を定義すると、軍の作戦の一部として、軍の支援の下に行われた敵城等への夜間の潜入・乗取り・放火等を行う戦術であり、その任務にあたった者たちの呼称であった、となる。また、忍び戦術に任せられる者たちは、軍の将兵から平等に選ばれるわけではなく、夜間の活動に長けた特定の武士たちが選ばれ、通常の軍役とは別に召集されたり、軍中から特別に任せられたりする仕組みをとっていた。そして、武士が行う軍の戦術である以上、潜入後、敵兵に発見されれば、小規模な戦闘をとまなうのは当然であつただろう。このことは、江戸期の忍びの一次史料や忍術伝書の記載とも共通する(註19)。ただし、『太平記』に見られた「暗殺」は、現状では除外する。

意外なのは、江戸期の忍術伝書や一次史料で忍びの任務の筆頭に挙げられる情報収集が、戦国期の史料に見出せなかったことだ。また、『甲陽軍鑑』や『北条五代記』などの軍記にある「すつは」「かまり」「くさ」等と

の混同の例も全くみられない。

戦国から江戸への戦乱の終息と身分の固定による社会構造の変化は、人々の知識の総体Ⅱ認知構造に急激な再構造化をもたらした。忍びに対する武士たちの認識は、戦闘の記憶として一部に似た部分を残してはいたが、本質的には異なるものに変質していたのだ。軍記や忍術伝書の中に戦国期の忍びに通じる記述がみられるのは、そうした記憶の中の残照だろう。戦国の忍びと江戸期の忍びの間には、明確な相違があるようだ。

これまでの忍び研究では、人の情報処理に関する基本的な理解を欠いていたため、軍記作者や江戸期の人々のもつ忍びに対する曖昧な理解を十分咀嚼できなかった。他の用語との混同はこのために生じたことだと思われる。なお、江戸期の伊賀・甲賀の史料からみて、戦国から江戸への忍び概念の再構造化は、現在のところ、徳川家をはじめ、各藩に忍びが士官をはじめ一六三〇年代に生じたものと捉えるべきであろう(註20)。

余談になるが、平山優は、最新の忍び研究書、二〇二〇『戦国の忍び』角川新書で、南北朝期の国衆が忍びを雇用し敵城の諜報を行った証拠として『伝家亀鏡』にある文安元年(一四四四)十月十四日付「契約」を採り上げている。これが忍びの記録であるとすると、最古の事例となるが、この場合の「此衆中御持御城を相互忍被忍不可申候」は、一揆の仲間となつた国衆同士の間で、互いの城を秘密にしたりされたりしない、との意とみられるため、本稿では採り上げるのを見送ったことを付しておきたい。

(二) 忍び戦術の周辺

忍び戦術が敵城・敵陣への夜間の潜入・乗取り・放火からなることが把握できた。このうち潜入は、言わば乗取りや放火のための手段であり、忍びとは異なる戦術でも実施されうる。放火も多くの作戦や落城にともなう戦国の流儀として頻繁に行われるので、忍びと堅固な関係がある訳ではない。忍び戦術の中核的な、あるいは象徴的な行為は乗取りにあるとも考えられる。

一方で、乗取りは、「忍」の語の有無に限らなければ戦国期の史料に複数の事例がある。戦術の一つとして、思いのほか頻繁に行われていたことがわかる。忍び戦術による乗取りの理解のため、詳細な忍び戦術の検討の前に、それらを概観しておくことにしたい。

【史料一】に挙げる永禄四年(一五六一)とみられる九月十一日付「北条氏政書状写」には、現埼玉県秩父郡小鹿野町の日尾城を南図書助が乗取り、味方としたことが記されている。

先述したように、永禄三、四年の上杉謙信の関東侵攻で、北条方の諸城が上杉方に与することになった。この書状は、奪還作戦初期の北条軍内の指示書にあたる。

北条軍は先ず現東京都青梅市の唐貝山城を攻略し、現埼玉県東松山市の高坂に陣をとり、日尾城を乗っ取って味方とした後、軍勢を北条氏政軍と太田康資軍に分けて荒川を渡り、現埼玉県長瀨町の天神山城を落とす多くの将兵を討取ったとある。その上で、太田軍に川越城に移り、其地のことについて遠山綱景と相談せよと指示している。

南図書助は北条本軍に属していた武士であることが確実で、日尾城の乗取りは本軍による軍事行動としてよい。残念ながら、南図書助がどの

ような戦術をもって乗取りを行ったのかについての詳細は、窺うことができない。

【史料一】「北条氏政書状写」(士林證文二、戦国後北条七二六)

十日之注進状、今日十一酉刻到来、仍当口之様躰、度々申居候、不参着候哉、唐貝山責落、則当地高坂へ寄陣、就而秩父郡日尾之城、南図書乗取、属味方候、依之、人数を分、荒川を打越成働處、天神山方落、彼谷之事、一返属本意候、其外討議数多候、密事二候間、不及申候、一先刻も以幸便申候、河越へ可被移候、其地之事をは、遠山二能々可被申合候、一下総口之事、味方中無相違候哉、肝要候、恐々謹言

九月十一日 氏政(花押)

太田新六郎殿

【史料二】の元亀元年(一五七〇)六月廿七日付「武田信玄書状写」は、上杉謙信と交渉を絶った岩付城の太田資正に対し、武田信玄が参陣を求めた書状の写しだ。先月伊豆国で一国を撃砕、さらに現埼玉県児玉郡神川町の御岳之城を乗取り、普請させて軍事物資を搬入し、配下の軍を駐留させた。早々に参陣せよとある。乗取りの詳細な内容は不明だが、軍によるものであることは明確だ。

永禄十年の信玄による駿河府中乱入以後、駿甲相の同盟は反故になっており、このとき上杉謙信は北条氏と同盟を結んでいた。信玄は駿河・伊豆方面に出兵しつつ、武蔵西部にも牽制の手を伸ばしていたようだ。

【史料一二】「武田信玄書状写」(東京都太田文書・戦国武田一五六一)

其已後者、通路無合期故、絶音問意外候、仍去月向豆州覃行一國
悉擊碎、任存分下旬之比埴府、剩去五日武州御岳之城乗取、則
令普請、移矢楯兵糧、甲信之人數千余輩在城候、然而至關東、早々
可致出陣候、弥味方中無異儀様、調略憑入存候、恐々謹言、

六月廿七日 信玄(花押影)

太田美濃守殿

【史料一三】の天正二年(一五七四)六月十一日付「武田勝頼書状写」は、
武田勝頼軍が現静岡県掛川市にあった徳川方の遠江高天神城を攻める際、
塔尾という曲輪を乗取り、本曲輪・二の曲輪を残すのみであるので、三
日以内に攻略するよう配下の大井左馬允入道に指図したものだ。この史
料でも、乗取りについては、軍によるという以外、詳細な戦術の内容等
は不明だ。

天正二年初め、前年の信玄の死を受け、上杉謙信が徳川家臣榊原康政
に書状を送り、武田領国への侵攻を要請した。以後、織田・上杉・徳川
が武田領国を攻め、武田軍が迎え撃つ構図となった。六月、遠江は混乱
状態にあり、高天神城周辺は百姓が逃亡するなど混乱状態に陥っていた。
武田軍の猛攻に遭い、間もなく高天神城は開城した。

【史料一三】「武田勝頼書状写」(武州文書四、戦国武田三二九五)

当陣之様子無心許之旨、跡部

大炊助所へ態飛脚祝着候、其城

用心等無由断之由肝要至極候、

当城之儀自去十二日取詰、諸口相

稼候故、昨日号塔尾随分之曲輪

乗取候、本二両曲輪斗指構候、但

三日之内二可責破候、可心安候、城主今日

者種々雖惘望候、不能許容候、恐々

謹言、

六月十一日 勝頼(花押影)

大井左馬允入道殿

【史料一四】の天正八年(一五八〇)六月十一日付「小幡信真判物写」は、
武田勝頼家臣の小幡信真が、配下の黒沢大学助に対し、小鹿野の日尾城
の乗取りがなされたかを確認した文書だ。成功すれば小鹿野付近の土地以
外にも褒美をとらせるとしている。やはり詳細な乗取りの内容は不明だ
が、軍の作戦として、事前に乗取りの指示を出していたことがわかる。
また、成功報酬を出すとしており、通常の軍役とは異なる傭兵的な在り
方の者が実施した可能性もある。忍びを用いたかも知れない。

天正八年正月、勝頼は武蔵に出陣しており、二月には真田昌幸が沼田
方面に侵攻した。この頃、勝頼は武蔵・上野への進出を目論んでいた。

【史料一四】「小幡信真判物写」(黒沢家文書、戦国武田三三五五)

小鹿野近辺増田分相望候、如何様二も一類致談合、日尾之城乗

取候歟、不然者計策二而も手二入候者、此外二も可出之候、弥

以相稼彼郡内悉属本意候、必可感候、為其出印判候、謹言、

天正八年庚辰

六月十一日 信真 印

黒沢大学助殿

日尾城乗取りの催促は、翌日の【史料一五】天正八年六月十二日付「小幡信真証文写」でも行われている。

【史料一五】「小幡信真証文写」(黒沢家文書、戦国武田三三五八)

小鹿野近辺大窪分拾五貫文、小佐須四貫文望候、如何様にも一類致談合、日尾之城乗取候歟、不然者以計策を手二入候者、此外二も可出之候、彼郡内悉属本意候者、必可感候、為其出一筆候、謹言、

天正八年庚辰

六月十二日 信真判

黒沢新八郎殿

これらとは別に、敵船を乗っ取って沈めた記録も残されている。【史料一六】に挙げた天正九年(一五八一)卯月七日付「武田勝頼感状」は、海賊衆小浜伊勢守景隆が、現静岡県沼津市の久料浦を攻撃し、長浜城を拠点とする梶原備前守の北条水軍を打破った際のものだ。

敵船三艘を乗取り沈め、凶徒数十人を討捕ったことを武田勝頼が褒めている。

武田氏は、長篠の合戦後の織田軍・徳川軍の領内への侵攻に対し、北条氏との同盟による対処を目論んでいたが、天正六年(一五七八)の御館の乱以後、北条氏との対立関係が鮮明化していた。天正九年春頃、武田勝頼は、北条氏との対決に注力しており、里見・佐竹と与し、北条氏を包囲する同盟を模索していた。

【史料一六】「武田勝頼感状」(お茶の水図書館所蔵文書、戦国武田三三三四)

去月廿九日、至伊豆国九竜津、及行之節、梶原馳向之処、無猶予乗懸、彼船数刻挑戦、直決勝負、敵船三艘乗沈、凶徒数十人討捕条、戦功無比類候、仍太刀一腰遣之候、向後弥励武勇可被抽忠節事、可為肝要候、恐々謹言、

天正九年辛巳

卯月七日 勝頼(花押)

小浜伊勢守殿

管見によつたため北条氏・武田氏関係の史料に限られるが、このように一次史料やその写しには乗取りの記録が散見される。【史料一六】は本軍の作戦遂行過程を知らせているとみられ、【史料一六】は水軍が実行部隊となっている。これらの史料をみると、乗取戦術は忍びの専売特許ではなかったようにみえる。戦国期の武将は激しい損耗や犠牲を避け、名目支配による実利を優先する流儀をもっていた(註21)。少人数の別動隊で実行し、本軍は後方支援に回る乗取り戦術は、この流儀に適うものとして度々選択されたのではないだろうか。とはいえ、秘密裏に実行される忍び戦術の性格を考えると、【史料一六】については、実行部隊が忍びであった可能性も忘れるべきではないだろう。

三 戦国の忍びを追う

―葛西城忍び乗取作戦にみる忍び戦術の特性―

(一) 永禄五年葛西城忍び乗取作戦

戦国期の一次史料を中心に、忍びの手掛かりを追ってきた。それらの中には複数の関連文書が存在するものがあり、間接的に戦国の忍びの実態をうかがうことができる場合がある。【史料三】に挙げた永禄五年（一五



図1 葛西城の立地と城域(航空写真は1947年撮影)

六二)三月二十二日付「北条氏康判物」を伝える「本田家文書」は、そうした記録群の代表例だ。

「本田家文書」で忍びによる乗取りの舞台となった葛西城は、現在の東京都心部を流れる中川沿いに築かれた平城だ。中川は、戦国時代後期には武蔵・下総の国境をなしていた。現在でこそ都市化が進み当時の面影を伺うことは難しくなっているが、発掘調査の成果により、葛西城は中川西岸の自然堤防上に展開していたことが把握されている。この自然堤防は、長さ三〇〇〜四〇〇メートルで、西側に後背湿地が広がる防備性の高い地形だったようだ。城の中核部は標高二メートル程度の微高地をなし、青戸地区と呼ばれている。近世以後は、『太平記』に登場する青砥藤綱の館伝承などから「青砥」と表記されることが増えているが、元来の表記は「青戸」だ。青戸地区については、現千葉県松戸市にある本土寺過去帳の長享二年（一四八八）戊申五月の条に「葛西青津」とあること、「戸」が「津」の意であることから（註22）、川津を中心にした港町であったと考えられている。葛西城の機能の中核は、この川港を抑えることにあると考えられる（図1）。

葛西城は、江戸川を挟んで東の古河公方足利成氏勢力と西の上杉氏勢力が拮抗していた戦国時代前期、享徳の乱の緊張状態の中、十五世紀後半頃までに上杉方によって築かれたとされている。江戸川までは二キロメートルの距離であり、まさに境目の城だ。最初の城主は武蔵守護代大石氏一族の大石見守であった。当時は、隅田川河口近くの西岸に江戸城が築かれ、扇谷上杉氏に属する太田資清（資真）・資長（道灌）が居城し、葛西城とともに古河公方勢力と対峙していた。その後、葛西城には、千葉実胤、扇谷上杉氏当主定正らが入城しているが、基本的に扇谷上杉氏の水上交通の重要拠点として維持された。



図2 上杉謙信第二次越山後の城の状況と北条氏康の最大勢力範囲

十六世紀初頭頃、扇谷・山内両上杉氏が争った長享の乱の中、北条氏が小田原城を奪った。大永四年(一五二四)年初には、北条氏綱が江戸城方面に侵攻し(大永四年正月十一日付「伊勢氏綱制札」妙国寺文書・戦国後北条五七ほか)、翌年には葛西城に迫った。以後、葛西城は扇谷上杉氏と北条氏勢力の境目に位置することになった。

天文六年(一五三七)七月、国府台合戦で勝利した北条氏が扇谷上杉の本拠河越城を奪い、翌年には葛西城を落とした(快元僧都記、戦国後北条捕逸編)。長く扇谷上杉の拠点であった葛西城は、以後、二十年余りに渡り北条氏に属することになる。

永禄三(四年(一五六〇―六一)にかけて、先述のとおり、上杉謙信が関東諸士の軍を率いて上野・武蔵・相模を席卷し、北条方の諸城を制圧した(第二次越山。以後、史料記述に合わせ、「越山」の語を用いる。註23)。しかし、上杉勢が早期に撤退したため、葛西城は関東の水運を抑えようとした里見氏に攻略されてしまった(史料二二、図2)。

帰国後の九月、謙信は川中島で武田信玄と争っていたが、この頃北条氏は、奪われた各城と上杉に与した国衆の奪還作戦を企てた。【史料二一】で紹介したとおり、先ず、現東京都青梅市の唐貝山城、現埼玉県小鹿野町の日尾城、現同県長瀬町の天神山城を攻略し、十月には現同県吉見町の松山城に迫った。十月五日には、近衛前嗣が謙信に宛てて越山による援軍の必要性を訴えるに至った(十月五日付「近衛前久書状」太田作平氏所蔵文書・上越上杉二九〇)。謙信は、これに応じて越山し、十一月には上野国に到達した(十一月十六日付「上杉政虎書状」貫前神社所蔵・上越上杉二九五)。

しかし、北条氏と同盟関係にあった武田軍の西上野侵攻もあり(高崎市所蔵文書・上越上杉二九六)、現埼玉県皆野町の高松城を攻略し(十二

月三日付「北条家朱印状」逸見文書・戦国後北条七三〇）、現同県本庄市の生山（生野山）で上杉方国衆を破るなど（十二月五日付「北条氏康感状写」神奈川県立歴史博物館所蔵文書・戦国後北条七三二）、北条軍の奪還作戦の勢いが衰えることはなかった。この年末、上杉軍は北条軍への対処のため上野国で年を越すことになった。

翌永禄五年（一五六二）、謙信は、北条方に与した佐野昌綱が治める現栃木県佐野市の唐沢山城をうかがい、館林城を攻略して（二月二十八日付「須田栄定書状」上杉家文書・上越上杉三一〇）長尾景長に預けると（二月二十七日付「上杉輝虎書状」高橋義彦氏所蔵文書・上越上杉三〇九）、さらに佐野に向かったが、その後、厩橋城へ引き上げた（二月二十八日付「須田栄定書状」上杉家文書・上越上杉三一〇、栃木県庁採集文書・越佐史料四―三八四）。北条軍の攻勢に対する上杉軍の対応は対症療法にすぎず、結局、古河城にいた近衛前久（前嗣）・上杉憲政は厩橋城に移り（二月二十七日付「上杉輝虎書状」高橋義彦氏所蔵文書・上越上杉三〇九）、公方足利藤氏も里見氏を頼り安房に退去することになった（八月二十八日付「足利藤氏書状」秋田藩家蔵文書・上越上杉三三二）。

上杉軍は永禄三～四年の越山で得た城や味方の多くを失い、北条軍の奪還作戦は着々と進んだ。「本田家文書」にみえる里見方からの葛西城忍び乗取作戦は、その中で静かに口火を切る。

発端は、【史料一七】に挙げた永禄五年三月二十一日付「北条氏康判物」だ。「本田」殿に北条氏康から参陣要請が届いたのだ。

【史料一七】「北条氏康判物」（本田家文書、戦国後北条七四八）

今度忠節致様、

無紋就馳来者、

於江戸筋一所、足

立二て二ヶ所可遣候、

但、於当方走廻見

届付者、如何程も可

任望候、仍状如件、

三月廿一日

本田とのへ

（花押）（北条氏康）

この参陣要請には、参陣に際して非常に重要な指示がある。「無紋就馳来者」とあるように、所属を明示しないことを求めているのだ。

当時は、旗指物に家紋を明示して参陣するのが一般的な在り方だった。参陣の際の兵卒や武器・武具を指定した天正十一年九月十六日付「北条氏政着到定書写」（戦国後北条二五七一）には、「金銀之間二而紋可出」と、明確な指示が記されている。また、葛西城忍び乗取作戦の原因となった永禄三年から翌年に行われた上杉謙信第二次越山では、上杉方に参陣した関東諸士の旗幕に掲げられた家紋の注書「関東幕注文（関東衆幕紋書付）」が存在し、参陣した武将を特定するために用いられたとみられる。【史料一七】の「無紋就馳来者」は、家紋の旗指物を掲げずに参陣することを意味するものであることがわかる。余程内密な参陣要請だったのである。

忍び戦術の実行者が戦場で目立たないためとも考えられるが、参陣に際してであり、忍びの実行時の指示ではなく、矛盾がある。上杉方であった本田が裏切ったことを葛西城の将兵に知られないようにしたとする解釈や、敵方の裏切り者が入ることによる軍内の統率の乱れを避けるためとする解釈も成り立つが、裏切りや内通が珍しくない当時、無紋の不審

な部隊は二重の内通を疑われることになり、より問題だったとも思われる。やはり敵方・味方双方に対して存在や行動・素性を機密にするためと考えるのが自然であろう。

さて、本田に対する参陣要請は、【史料一八】のとおり、同日重ねて行われている。

【史料一八】「北条氏康判物」(本田家文書、戦国後北条七四九)

各同心者共、此方へ

馳来上、於何之地も、

郡代非分儀申懸

處、罪科事、背在

之間敷候、殊更太

田指南上ハ、聊横合

義、不可有之候、心安

存可走廻者也、仍如

件、

三月廿一日

(花押)(北条氏康)

本田とのへ

本田配下の同心たちが北条方に急ぎ駆け付けければ、どこにおいても郡代(註24)が道理に合わない言いがかりをつけたり罪科を問うたりはせず、特に太田康資(註25)の指揮下に入れば横やりは一切はさまないとし、安心して励むよう指示している。

その後、本田と同心たちに求められる任務が明かされたのが【史料三】で、三月二十二日のことであった。【史料一七・一八】と【史料一一】から

【史料三】にある「以忍乗取上」が、氏政軍から分かれ並行して作戦行動を行っていた太田康資軍による葛西城の奪還作戦を構成する忍び戦術であることが把握できる。そして、忍び戦術を具体的に実行するのは、【史料三】にある「同類衆」と同義となる【史料一八】の「同心」だ。「本田」は忍び戦術を実行する同心を集め、作戦を指揮する役にあることがわかる。本田本人は、忍びではあるまい。

【史料三】では、成功すれば褒美として、本田には、現葛飾区の曲金・両小松川(一ヶ所)・金町を与える他、「同類衆」には、代物として五百貫文を与えるとし、乗取り戦術を頼みに思い、身命を惜しまず忠節に励むよう通達している。褒美の土地は、永禄二年の『小田原衆所領役帳』では、江戸衆の江戸城代遠山丹波守、萩野(豹徳軒)、太田大膳亮等の領地とされている。作戦前、本田氏と北条氏に主従関係はなかったとしてよいだろう。

続いて出された【史料一九】の四月十六日付「北条氏政判物」では、褒美となる知行地に「江戸廻飯倉」が加算され、乗取りを行うよう催促がなされている。また、「葛西地一力ニ乗取」とあるように、忍び戦術を本田と配下の同心衆の単独部隊で行えとの指示もある。葛西の地を独力で乗取れば褒美を間違いなく与えるというのだ。北条軍において、忍び戦術が限られた少人数の単独部隊で実行されるものとされていたことがわかる。本田と同心衆の部隊は、本軍(この場合、太田軍)から独立した単独部隊で忍びによる乗取りという特殊な戦術を行う「特殊部隊」であったのだ。

【史料一九】「北条氏政判物」(本田家文書、戦国後北条七五九)

知行方

一ヶ所 葛西 金町

一ヶ所 同 曲金

一ヶ所 同 両小松川

一ヶ所 江戸廻飯倉

以上

一 現物五百貫文 衆中

以上

右、葛西地一力二乗

取、至于指上申者、無相

違可被下候、仍如件、

永祿五年

卯月十六日 (花押) (北条氏政)

本田とのへ

続く【史料二〇】の永祿五年(一五六二)壬戌八月十二日付「北条家朱印状」では、忍び戦術に対して約束された金町郷が与えられた様子が伺える。その際、高城胤辰(小金)が不服をいつているが、相違なく入部せよと、知行替えでのトラブルを除いている(註26)。

【史料二〇】「北条家朱印状」(本田家文書、戦国後北条七七四)

去春忠節二付而、

金町郷被下候之処、自

小金兎角横合申候也、

是ハ可為一旦之儀候、此

上者無相違可致入部

者也、仍如件、

壬戌

八月十二日 (虎朱印)

本田殿

この記録は、三月二十二日に命じられ、四月十六日に催促された忍び戦術による乗取作戦が、春の期間に成功していたことを物語っている。忍び戦術の実行日について、示唆的な史料だ。

忍び戦術の実行日については、別の参考史料も存在する。本田氏に対する文書ではないが、【史料二一】の興津右近あて卯月晦日付「北条氏政感状写」には、四月二十四日に青戸の地を乗取ったことを伺わせる記述がある。宛所の興津右近については、『小田原衆所領役帳』の太田新六郎(太田康資)寄子にみえる「興津」ではないかと推測する意見がある(註27)。敵一人を討ち取ったことに対して個別に感状を受けており、本田を通じて褒美を与えられる本田の同心衆とは異なる扱いだ。「興津」は、単独部隊で忍び戦術を実行した本田と同心衆の一員ではなく、太田軍本軍に属する武士であったと判断できる。

【史料二一】「北条氏政感状写」(吉田文書、戦国後北条七六五)

去廿四日、青戸之地

乗取候砌、敵一人

討捕候、神妙二候、

向後弥可走廻

者也、仍如件、

壬戌

卯月晦日（北条氏政）（花押）

興津右近との

同時代史料ではないが、これを補足するのが【史料二二】の『太田家記』巻上の記述だ。『太田家記』は、太田道灌の子孫で江戸太田氏一族の掛川藩主太田家が十八世紀初頭に作成した。そこには、四月二十四日に里見氏家臣が城主を務める葛西城を夜攻めしたと記されている。

【史料二二】『太田家記』巻上

（前略）

一 房州里見より武州葛西へ網代大炊元と云者出張し、江戸城伺二付、小田原ノ為討手、康資公之指向候、何之年やらん、四月廿四日之夜、葛西の城へ向ひ御攻の時、城主ハ里見義弘の家臣網代なにかし、康資公自戦て大尔破り首を取事、数百と云し、此時本田清兵衛能働て軍功有之、其時、北条氏政より清兵衛へ葛西郷の内賜り、康資公より御指料之御刀を清兵衛ニ被遣、彼刀今以彼家尔持伝へける、小田原没落以後、清兵衛事権現様へ被召出、本知葛西の内五百石被下、今以右之所領知也、件の刀磨上げたる由、中心尔運有天命依義、軽源康資所持と有しを、磨上ケ候付、今ハ運有天ノ字計有之、武州下原作、

（後略）

しかし、史料群の記述をよく見比べると、二十四日を忍び戦術実行日

と断定することに問題が出てくる。【史料二一】で、四月二十四日に本軍が乗取りを行った地は、他の史料と異なり「青戸」と表記されている。「青戸」は、先述のとおり葛西城の中核部分を指す。「葛西要害」や「葛西地」ではなく「青戸」と表記したのは、本軍が本田の特殊部隊とは別の場所を同時多発的に攻撃したことを示しているからではないか。つまり、太田本軍は川港機能を押える青戸と呼ばれた葛西城中心部分を、本田と同心衆の特殊部隊は忍び戦術で周辺の曲輪や城下の乗取りを行ったと解釈できるのだ。太田本軍を軸にすれば、本田の忍び戦術は、葛西城の中核を乗取るための陽動作戦であったとも考えられ、本軍の戦術も含め作戦全体が乗取戦術に依拠していたことになる。このことは、すでに挙げた【史料一】での日尾城乗取の事例からも肯ける。

城郭の一部だけに乗った記録は、複数存在する。【史料二】永禄四年八月二十六日の「武田家朱印状」にある両国の忍びによる諏訪要害の乗取りでは、水車輪が対象となっていた。【史料一三】に挙げた天正二年六月十一日付「武田勝頼書状写」でも確認できる。段階的に実行される乗取戦術は、通常の乗取りよりさらに省力化が可能で、戦国の流儀に合う戦術として好まれたかも知れない。

本田と同心衆による忍び戦術と本軍の攻撃が別の場所に対するものであったとすると、日時も異なる可能性を否定できない。とはいえ、忍び戦術が、軍の後方支援の下に、この場合は同時多発的な攻撃として行われているので、少なくとも四月十六日から二十四日までの短期間に実行されたことは間違いない。具体的には、二十四日を含む直前の数日を忍びの実行日と考えるのが最も合理的であろう。

この後、次の記録までには、二か月半が経過する。

【史料二三】に挙げる八月二十六日付「北条家朱印状」では、足立郡の知

行を約束したが、越谷・舎人を与えるとの手許の記録はなく、大郷であるので与えないとする処置が本田に伝えられている。【史料一七】の三月二十一日付「北条氏康判物」で、北条氏は本田に対する成功報酬として、江戸筋一か所と足立郡二か所の知行を約束していた。本田は約束にしたがい、この知行宛行を所望したようだ。しかし、北条氏は足立郡のうち越谷・舎人については、手許の記録にないとして与えなかったのだ。そして、「重而一忠信致之付者、速可被下候」とあるように、さらに忠信に努め働けば、速やかに与えられるので励め、と褒美の追加条件を提示している。本田と配下の忍びに、さらに継続して作戦への参加を求めたのだ。

【史料二三】「北条家朱印状」(本田家文書、戦国後北条七八三)

於足立郡知行義

可被下由、御約諸雖

在之、越谷・舎人

被下与ハ御留書ニ無

之候、然者雖向郷大

郷候、重而一忠信致

之付者、速可被下候、

涯分不惜身命可

走廻者也、仍如件、

戌(虎朱印)

八月廿六日 遠山左衛門

本田とのへ

葛西城乗取りが、四月の忍び戦術による攻撃だけでは、十分に達成されなかった、あるいは新たな陽動作戦が必要な事情があったのだろう。褒美を追加してさらに役に励むよう命じたことから、葛西城忍び乗取作戦における本田の忍び戦術の比重の高さがうかがえる。【史料二四】に挙げた永禄五年(一五六二)八月廿九日付「北条家朱印状」では、二度の忍びの実行がより鮮明になる。

【史料二四】「北条家朱印状」(本田家文書、戦国後北条七八四)

飯倉郷左近私領

卅九貫文、此外内

所務卅貫文、公方

領卅貫文、以上九拾

九貫文、此分請取

可申者也、仍如件、

戌(虎朱印状)

八月廿九日 石巻勘解由 奉

左衛門尉

本田とのへ

本田は、【史料一九】四月十六日付「北条氏政判物」で約束され、『小田原衆所領役帳』では御馬廻衆の大草左近太夫の私領(現港区麻布台・東麻布)であった飯倉郷三十九貫文を与えられた。加えて北条氏の直轄領など、計九十九貫文も得ている。本田が要求した足立郡内の大郷ではなく、先に約束されていた領地中心ではあるが、中下級武士にはない厚遇で、【史料二三】で求められた「重而」の働きに対する知行宛行であることがわか

る。本田と同心衆は、八月二十六日から二十九日の間に忍び戦術でさらなる功績をあげていたのだ。春と夏の各任務で本田と同心衆が実行した忍び戦術の詳細は不明だが、葛西城忍び乗取作戦では二回の忍び戦術が行われたことは確かであろう。

【史料二五】の翌永禄六年(一五六三)八月十二日付「北条家朱印状」には、先年の春夏二回の忍び戦術実行に対する二度の知行宛行の確認のため、それを示す二通の文書を持参するよう求めがある。

【史料二五】「北条家朱印状」(本田家文書、戦国後北条八二五)

先年葛西忠節

之時被下候御判

形両通、可被成御

披見候、可致持参候、

仍如件、

亥(虎朱印)

八月十二日 山角奉之

本田殿

本田に対して知行宛行が行われ、知行替えになった者から不平が出たのであろうか。この記録によって、葛西城忍び乗取作戦において本田と忍びが課せられた任務が、永禄五年八月二十六日から八月二十九日前に実行した忍び戦術によって完了したことがほぼ確定できる。

ただし、忍び戦術の実行と褒美の関係については、八月二十九日の褒美は単に約束していた知行宛行を行ったに過ぎず、忍び戦術は一度きりであった可能性も皆無ではない。二度の忍びがあったとするなら、本田

配下の同心衆が夏には無報酬で働いたとの解釈が必要になるかも知れない。しかし、約束の知行を遅れて宛行ったとするなら、遅れた理由を説明しなければならぬし、手柄もなく遅れて知行を与え、約束を大幅に越えた土地を追加するとも考えにくい。また、八月十二日以前の時点で本田と北条氏は主従関係を結んでおり、同心衆の雇用は本田の責任となっていてよい(註28)。やはり、八月二十九日の文書にある新たな知行宛行は別の手柄に対するものと素直に読み、計二度の褒美に対応する二度の手柄があったものと考えたい。葛西城忍び乗取作戦の完了は、八月二十七日か二十八日だったというのが現在の結論だ。

以上の流れから、葛西城忍び乗取作戦における忍び戦術が、本軍や行政組織の後方支援をとまう共同作戦として実施されたこと、段階的に実行されたこと、実行期間が短期間であったことを知ることができた。また、北条氏が本田と同心衆を受け入れ、太田康資軍に参入させるにあり、軍と行政関係者に忍び戦術の実行を周知していたこと、一方で、軍・行政関係者の多くには、実行部隊の身分や出自、あるいは存在そのものが伏せられていたことも把握できた。

さらに、作戦に先立ち、北条氏康・氏政の下には、本田という忍び戦術で実績のある特殊武装集団、あるいは忍び戦術に対応した鍛錬を積んだ特殊武装集団を有する者がいるという情報が届いていたことも確実だ。北条氏が得た情報の内容や情報源については、現在のところ把握できていない。しかし、少なくとも本田と同心衆の勧誘において、旧臣の知行地や直轄地を与えることを約束し、その成果に手厚い褒美を与えていることは、北条氏側の本田と配下の特殊武装集団に対する評価が相当高いものだったことを想像させる。「本田家文書」は、全て折り紙に書かれており、北条氏にとって、元敵方の本田氏は一段低い身分とみなされてい

た可能性が高い。しかし、用意された知行地は広く、同心衆への褒美も十分なものだったといつてよいだろう。

一方、二(一)で認知科学的理論と文法から一次史料を解釈した結果のとおり、「忍び」の語は戦術を表す明確な軍事用語であり、「草」「かまり」などとの混同・混用はなかったとする考えや、忍びの役は常設ではなく、その役を拝命した者たちがいた場合、彼らを「忍び」と呼んだとする考えに矛盾はなかった(註29)。

こうした葛西城忍び乗取作戦の状況は、二(一)で示した広域的な定義に対し、北条軍における詳細な「忍び」の定義を可能にする。あらためて戦国後期北条氏の「忍び」を定義するなら、軍の作戦行動として、軍・行政組織の後方支援の下、夜間に行う小規模な戦闘をともなう潜入・乗取り・放火などの戦術で、その役についた部隊や人を表す場合もあり、携わる兵士は覆面的に召集され、秘密裏に行動した、ということになる。

この定義の概念は、北条氏及び同軍に属する武士の間で知識の総体Ⅱ記憶Ⅱ認知構造として共有されていたと判断できる(註30)。理論的、実証的な忍びの定義として、現時点の確実な足場であろう。

(二)葛西城忍び乗取作戦の実行部隊に迫る ― 本田氏とは何者か ―

葛西城忍び乗取作戦における本田氏や配下の同心衆とは何者か。あるいは忍びを実行した特殊武装集団の性格とはどのようなものか。以下は、手許にある史料からみた推測となるが、現状で考えられる仮説として、本田と配下の同心衆について検討しておく。

「本田家文書」を伝え、葛西城を忍び戦術で乗った本田氏は、歴史の表舞台に唐突に登場する。同時期の武蔵国北東部周辺では、「本田」の名がみえる史料は、「関東幕注文」程度だ。下野国足利衆筆頭の長尾但馬

守(足利長尾景長(当長が改名))の同心衆に「本田左馬助」の名が記されている。

『寛政重修諸家譜』によると、本田氏は千葉上総介常忠の五代本田左衛門尉親幹の孫で、源頼朝家臣の信濃守親恒に遡り、その後、島津豊後守忠久以後の島津家に数代仕えたという。戦国期になり、正勝(将監親正)のとき、北条氏康に仕えたときとされ、これを祖として系譜を作ったとある。正勝は北条氏康家臣として軍功をあげ、葛西領に五〇〇貫文の知行を得、本領と合わせ計八〇〇貫文を領有したとされる。没年は永禄十二年四月十七日と書かれている。

北条氏康のとき家臣に加わったとあることは、「関東幕注文」の長尾同心の「本田左馬助」の記述と矛盾しない。本田左馬助の主長尾景長は、関東管領の家宰として山内上杉に仕える家系で、古河公方足利晴氏とも関係が深く、永禄三、四年の第二次越山では、上杉謙信の下に参陣している。本田氏はこのとき北条氏の家臣ではなかった。『寛政重修諸家譜』にある正勝の軍功は、葛西城忍び乗取作戦によるものとなり、辻褄が合う。『増補葛飾区史』では、この後、本田正勝は葛西城在番衆となり、永禄五年八月十二日を上限とした時期に、金町の旧領太田氏の屋形を修築して移り住み、正家・正次の三代にわたり通称本田屋敷(金町南口一帯)に住居を構えたと推測している(註31)。

『寛政重修諸家譜』に戻ると、二代正家は北条氏直に仕え、天正十八年の小田原攻め以後は家康配下となり、文禄元年の朝鮮出兵に参加したという。このとき禁を犯す者があり、これを治めたことにより葛西領に采地四百五十石を与えられた。後に徳川秀忠(台徳院殿)に仕えて、下総国香取郡に百石を得、元和四年十二月十八日に没している。三代正次は、元和五年に秀忠に閲し、寛永十年二月七日、武蔵国大里・旗羅(幡羅)・

男衾・児玉の四郡の内に二〇〇石の土地を加増され、相続を含めて七五〇石を知行したとある。

『寛政重修諸家譜』の記述にしたがって本田氏の家譜を確認すると、本田の名が初めて史書にみえるのは、『源平盛衰記』巻第二十二「小平合戦の事」の記述になる。石橋山合戦に遅れた頼朝方の三浦義明軍と、当時平家方につき、同様に参陣に遅れた畠山重忠が、現神奈川県鎌倉市小平付近で遭遇した際の戦いが描かれている。次第に不利になる戦況に、重忠が一騎打ちに出ようとしたところ、配下の本田・榛沢が諫めたとされる。名乗りを上げる際、「成清・近恒ぞ矢前にも塞がるべけれども、これは公軍なり。」と、本田は「近恒」と称している。徳川彰考館の『参考源平盛衰記』では、「近恒」について「親経」の脚注が付く。

本田の名は、『吾妻鏡』にも登場する。奥州の藤原泰衡を討つため大軍を率いて頼朝が鎌倉を発した文治五年（一一八九）七月十九日条に、畠山重忠郎従として「本田次郎」の名がみえる。本田次郎は『吾妻鏡』元久二年（一二〇五）二月二十六日条で、重忠が北条時政らの謀略により現神奈川県横浜市の一俣川で討死した際の記述にも、重忠従郎として名を連ねている。「然間相従之輩。二男小次郎重秀。従郎本田次郎近常。榛沢六郎成清。已下百三十四騎。」とある。親恒と近常は同音だ。

また、本田次郎近常は、『吾妻鏡』第三寿永三年（一一八四）二月十五日の条「経正・師盛・教経已上三人は遠江守義定これを討ち取る」の記述や、『平家物語』巻第九「落足」の「備中守うきぬしづみぬし給ひけるを、畠山が郎等本田次郎、十四・五騎で馳来り、熊手にかけてひきあげ奉り、遂に頸をぞかいてげる。」の記述にも登場する。後者では、一の谷の戦いで安田義定の軍にあつて、平師盛を討ち取ったが、その手柄は安田義定のもととされたと考えられている（註32）。『平家物語』延慶本では、本田

次郎に「本田次郎近経」と註を付す。近常が安田軍にいたとする右の記事には、主君畠山重忠の名がみられない。しかし、同陣していたと推定されており、鶴越で愛馬を背負った有名な逸話が真実ではないことの証拠になっている（註33）。さらに、『平家物語』巻第九「宇治川先陣」にも、重忠同陣としてその名がみえる。

これらの記述から、本田次郎近常は、畠山重忠が重んじた郎等であるが、源頼朝配下の武士の一人として平家討伐に参加していたとも考えられる。『寛政重修諸家譜』にある本田正勝の祖で源頼朝に仕えた本田親恒を指すと考えてよいだろう。

一方、畠山重忠本貫地の現埼玉県深谷市川本の畠山に隣接する本田には、現在も本田近常の子孫を名乗る本田家が存続している。明治二十二年（一八八九）には、本田村は畠山村と合併し、本畠村となった歴史がある。時期的には新しいものと思われるが、川本の本田家の伝承と伝来文書に基づくとみられる「本田氏略系図」（「本田瑛男家文書」）によると、川本本田氏は桓武平氏嫡流の平（村岡）良文の流れを汲む家系とされている。本田氏系図とその流れについては『川本町史通史編』によくまとめられている（註34）。ここではそれに従う。

良文の孫にあたる平将恒の兄弟の平忠恒（忠常）は上総介・下総権介として両総に私営田を多く所有していた。長元元年（一〇二八）に忠恒は反乱を起こして討伐されたが、その子常将の子孫は千葉氏を名乗り、上総・下総を勢力下に置いた。常将の弟恒親は、安房国押領使となり、安房国長狭郡で穂田氏を名乗った。恒親の孫親幹は、現埼玉県深谷市川本の武蔵国男衾郡本田郷に移り、同地を本拠とする本田氏の祖となつたとされている。

親幹の曾孫親正の弟に「親恒」の名があり、この人物が源頼朝の御家人

畠山重忠に重用された本田近常だと伝えられている。本田親恒は、文治二年（一一八六）、鎌倉幕府の命で日向・薩摩・大隅三国の地頭職に任せられた島津忠久に先立ち薩摩に入り、土豪らの平定に功を成したという。親恒にもなった子の貞親は薩摩に残り島津忠久に仕えた。

「本田氏略系図」では、親恒の死後、貞親（二郎）の子の道親（太郎）が旧領の本田にとどまり、川本本田氏の系譜を作ったとされている。『吾妻鏡』第四〇建長二年（一二五一）十二月二十一日条には、正月御弓始を差配する者として、「本田太郎宗高」の名がみられる。「本田氏略系図」の道親であると思われる（註35）。

以上のように、「本田家文書」に登場し、葛西城を忍び戦術で乗っ取った本田（本田正勝）の家譜と川本本田氏の家譜は一致する。確認こそないが、両者は同一の家譜として誤りはないように思える。

「関東幕注文」の下野国足利衆筆頭の長尾但馬守同心衆にみえる本田左馬助についても、併記された同心衆に、岡部弥三良・毛呂安芸守・本庄左衛門尉三郎ら武蔵国大里郡から児玉郡の武将の名がみられ、戦国期の足利長尾氏や関係が深い古河公方の勢力範囲からみても、川本本田氏であると解して良いだろう。

葛西城忍び乗取作戦の前に、北条氏配下になく、本田正勝が祖をなす本田氏は、川本本田氏以外に候補を挙げることができない。

『寛政重修諸家譜』には、正勝の子正家は、文禄の朝鮮征伐から帰陣後、下総国葛飾郡葛西領のうちに采地四百五十石を得、後に徳川秀忠に仕えて、下総国香取郡に百石の土地を与えられたとある。その子正次も秀忠に仕え、寛永十年に大里・幡羅・男衾・児玉四郡のうちに二百石を増加されている。同十六年には下総国葛西御殿修造を奉行したともある。これらのことは、本田氏の旧領が下総国にあり、その後の本領が川本本田

であったとすると理解しやすい。

北条氏康は、川本本田を領有し、山内上杉に仕え、その後古河公方に味方し、さらに上杉謙信に与した本田氏とその同心衆を、おそらく千葉氏時代に縁のあった下総国葛西城周辺の知行を条件に勧誘し、配下に置くことに成功したのであろう。

（二）葛西城忍び乗取作戦の実行部隊に迫る — 本田の忍びの正体 —

以下、前節における本田氏に関する推測の下、本田配下の同心衆の素性について追求してみたい。推定を重ねるのは、これまで手掛りのなかった戦国の忍びの素性について、一次史料を前提にした確からしい手掛りを提示しておきたいためだ。

忍び戦術を実行した本田氏配下の同心衆とはどのような者たちか。興味深いこの問いについて、『増補葛飾区史』では、【史料二六】に挙げる永禄十二年（一五六九）閏五月二十日付「北条家朱印状」の記載から、忍びの一人の実名に「甚十郎」を挙げている（註36）。

【史料二六】「北条家朱印状」（本田家文書、戦国後北条一二五一）

父本田一跡無相違

可致相続、為幼少

間、今来兩年

伯父甚十郎二手代

申付候、自未年

一跡請取而可致陣

役候、若其内伯父

甚十郎非分致之ニ

付而者、可捧目安者

也、仍如件、

永祿十二年己巳

閏五月廿日 山角刑部左衛門尉奉

本田熊壽殿

この史料は、忍び戦術の実行で葛飾に知行を得た本田正勝が没し、その子熊壽(『寛政重修家譜』の正家)が家督を継ぐ際、幼少であったため、伯父の甚十郎に手代を担えとした北条氏からの指示書だ。

「伯父甚十郎」とは誰か。伯父の字から、葛西城忍び乗取作戦で功をなした本田正勝の兄弟であることは確かだ。葛西城忍び乗取作戦の軍功により、正勝は知行を得て葛飾に移り住み、『寛政重修諸家譜』によれば旧領も知行したという。一方で、川本本田には、現在まで続く本田家が存在する。これらのことから、本田宗家の川本本田氏は、正勝とは別の当主が継ぎ、存続していたことがわかる。後に挙げる【史料二七】などからも明らかだ。

当時、家を分ける場合、当主の子弟が移り住む傾向があり、すでに鎌倉時代初期の本田近常の子貞親が島津忠久の重臣として九州に残った先例があることを考えると、「伯父甚十郎」は、本田正勝の兄である可能性が高い。甚十郎は、忍びの技をもつ者を含む特殊な武装集団を抱える在村武士の候補者筆頭だといえる。「関東幕注文」の本田左馬助は甚十郎であるとするのが正しい見方なのかも知れない。

葛西城での忍びの実務については、成功報酬としての知行宛行を前提にしたものであったため、すでに山内上杉氏などからの知行のあった当主の甚十郎ではなく、彼に次ぐ正勝が指揮し、知行地を得ようとしたの

ではないか。川本本田氏の特殊武装集団の指揮権は、本田宗家自体または本田兄弟にあったと考えるべきかも知れない。その意味では、北条方の勧誘文書の宛名の「本田との」は、甚十郎・正勝を含めた本田氏の実権者を指しており、そのために個人名になっていないとも解釈できる。葛西城忍び乗取作戦では、本田兄弟が忍び戦術を指揮したのかも知れない。次に、本田配下の同心衆、つまり忍びの実行部隊について考えてみたい。同心衆は北条氏にとって陪臣にあたる。報酬も代物としての現金が本田氏を通して給付されたとみられ、本田氏との寄親寄子関係を結ぶ地縁的・血縁的な半士半農の下級武士たちであったと考えられる。手がかりは、本田氏本領の本田郷にありそうだ。

現埼玉県深谷市川本の旧本田郷は、地質学的には、関東平野中央を東流する荒川が形成した中位河岸段丘面の江南台地に立地する。江南台地は第三紀層に秩父古生層を起源にもつ砂礫層が乗り、さらに川本粘土層、新期ローム層、立川ローム層に対比される大里ローム層が堆積し、表層に腐植土が形成された安定した地盤をなしている。本田郷は、北側を中段丘面端部の旧自然堤防で、南側を上位段丘の段丘崖で挟まれた東西に長い平坦地となっており、中央に荒川支流の吉野川が流れている。閉ざされた農地に集落が点在する景観だ。

交通は、吉野川に沿って鉢形城方面と現熊谷市の御正領を通って松山城・河越城方面とを結ぶ往還が延び、下位段丘では荒川本流の水運も利用できた。『新編武蔵風土記稿』には、二八〇余りの民家があるとされる。

旧本田郷には、現在も本田氏子孫が住む本田氏館跡が存在する。館跡の規模は、公図上の復元で東西一二五メートル、南北一五〇メートル程の範囲で、堀と二重の土塁で囲まれた区画をなしているようにみえる。堀と土塁は、現本田氏住居北側の林内によく残る。また、現在では消

滅してしまっているが、かつて館跡南東には、『鎌倉九代後記』の応安三年（一三七〇）二月十五日条にみえる「左馬頭満詮義満弟関東下着、武州本田に陣す」の陣屋にあてられる「本田陣屋跡」が所在していたという（註37）。

周辺の地形を航空写真で具にみると、北に一段下がる内湾した形状の段丘崖を利用して館を築いていることがわかる。崖端部の旧自然堤防の

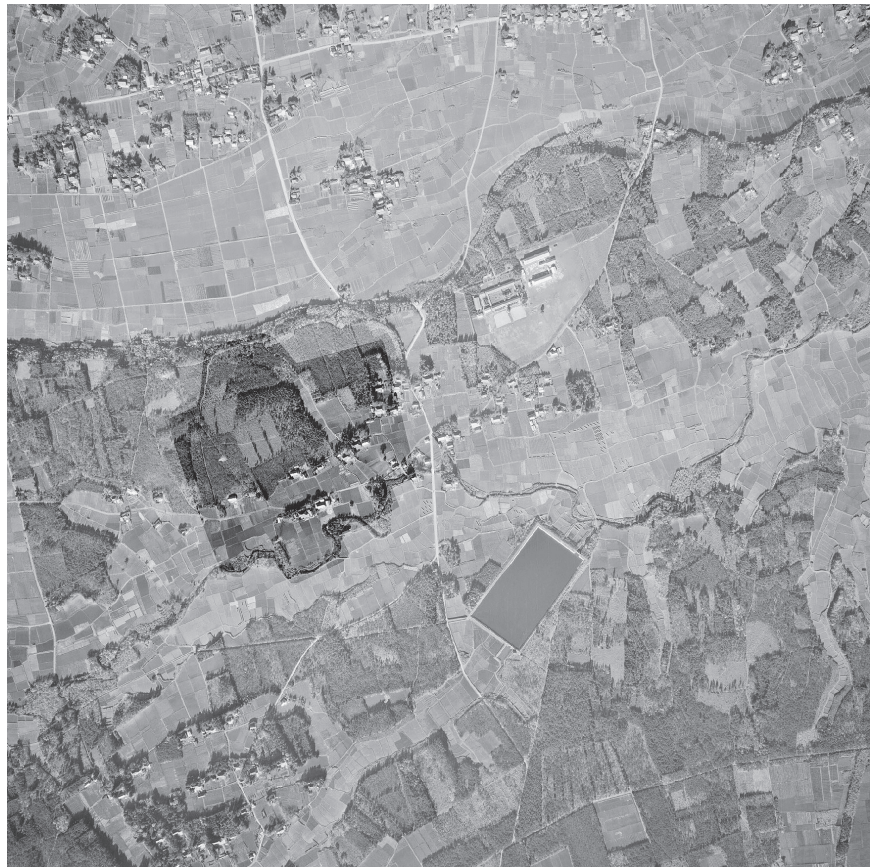


図3 ソイルマークから想像した本田氏館跡の範囲(航空写真は1960年撮影)

昭和五十九年度（一九八四）には、埼玉県立歴史資料館（埼玉県立嵐山史跡の博物館の前身）による測量及び試掘調査が実施されている（註38）。幅約三・五メートル程度で断面形が箱薬研形を呈する堀を、現況外堀の位置に確認した。表層の土塁と内堀は、発掘調査では遺構として検出できなかった。出土遺物はなかった（図4）。

戦国期の本田郷に住んだ人々については、徳川家康武蔵入国後に行わ

高まりにより、下位段丘面から見上げると、崖端城の趣がある。標高は、館北西の最高点で八十四メートル付近、外堀が八十二から七十五メートル、館中央付近が七十四メートル程度だ（図3）。

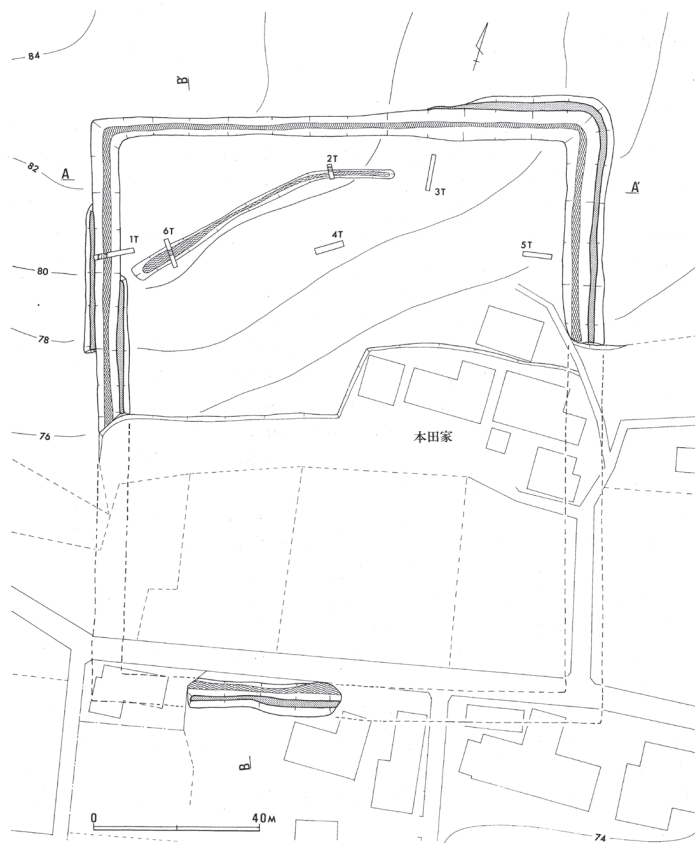


図4 本田氏館跡平面図(註29に同じ)

れた文禄四年(一五九五)の検地の記録「上下本田郷御繩打水帳」(「真下喜一家文書」・「中島俊一家文書」)が参考になる。当時の本田郷は、上本田郷・下本田郷にわかれていた。

下本田郷の記録には、名請人百七十九名の名が記されているが、寺院と僧を除く実際の耕作者はこのうち九名に過ぎない。下本田郷の総耕地面積は一〇四町八反余りで、九名のうち、右近・喜右衛門・因獄・弥兵衛・伊予の五名がその九十九パーセントを所有している。他の四名は一町歩以下の所有者で、うち三名は一反以下だ。下本田郷の実質的な土地所有者五名は、いずれも畑を十町歩以上、水田を約七町歩以上所有しており、九割程度を分付地にして、検地帳に名が書かれない隷属農民の家抱に小作させている状態だった。土地の集約の状況から、彼らを戦国の土豪の系譜とみなす意見がある(註39)。

上本田郷分の記録は二町十六筆分の欠落があるため、正確な状況はつかめない。傾向としての数値だが、残存記録部分には名請人六十一名があり、実際の耕作者はこのうち十七名を数える。下本田郷のような大土地所有はみられず、四町歩弱の所有者が与右衛門・弥右衛門・九兵衛と修験ではあるが赤浄院を含む四名、約一町歩の所有者が内蔵助・縫殿助の二名で、他は六反以下だ。一反以下の者も四名いる。上本田郷の最大の地主は寺院だが、これを除く上位三名は八割を分付地として隷属農民の小作としていた。しかし、下本田郷の上位クラスの者たちとは、大きな開きがあり、上本田郷の上位者であったとしても、土豪と呼ぶより、有力な百姓と呼ぶのが相応しいと思われる。

実際の耕作者を名請人とした太閤検地に対して、徳川が行った検地は中世以来の地域勢力である土豪に妥協する傾向が強く、土地所有者と耕作者双方の権利を認める分付記載が行われた。土豪の勢力が強い場合は、

屋敷地が繩除けされ、土豪を大官領の名主として収穫時に農民の使役を行う特権を認めたとされる(註40)。『新編武蔵風土記稿』卷之二百二十四「男衾郡之三」「本田村」の「旧家者本田五郎兵衛」には、文禄四年関東惣検地の時、本田家宅地は旧家であるため繩除け地として除外されたことが記されている。本田氏が、上下本田郷で最も有力な土豪としての勢力を保っていたことがわかる。

『川本町史 通史編』では、享保四年(一七一九)に江戸幕府代官会田伊右衛門手代の山田藤七に差し出した「村高領主等書上」に、本田郷内に「御免地二町余」とあることを紹介している。「本田瑛男家文書」に残る本田屋敷繩除絵図と本田氏館跡の現況から、この御免地を本田氏館跡の屋敷地であると解している。また、寛永十五年(一六三八)の畠山・本田の二村間に起きた入会秣場訴訟で本田村が提出した文書(「本田瑛男家文書」)には、徳川家康関東入府前の本田村が「本田右近」の知行地であったと書かれており、文禄四年の検地帳にみえる右近を文禄四年時の本田氏当主に当てている(註41)。天正十六年の忍城成田氏の知行を記録した『成田分限帳』龍淵寺本には、「一、永七十貫」の筆頭に「本多右近」の名がみえる。大河原氏所蔵本に基づく天正十年壬午二月の記録を写した熊谷宿布施田氏の寛保年間の写本(「成田家分限帳」旧根岸武香所蔵、国会図書館蔵本)には「八十貫文 本田右近」とある。文禄の検地帳にある「右近」は、本田宗家当主の本田右近であり、本田宗家は、北条氏が南関東を領有して以後、成田氏配下としても知行を受けていたのだ。

葛西城乗取りの永禄五年(一五六二)から天正十六年(一五八八)までに二十六年、文禄四年(一五九五)までに三十三年の年月が流れている。本田右近本人が葛西城で忍び戦術を指揮した可能性は高くない。右近は本田甚十郎・正勝兄弟の子孫であろう。本田氏館跡の北東一・五キロメー

トルの低位段丘面にある教念寺に伝わる「教念寺文書」天正三年（一五七五）九月六日付「本田長繁寄進状写」（『史料二七』）によれば、天正初期の本田宗家の当主は源二郎長繁を称する者であったとみられる。本田右近は、源二郎の次代の当主あるいは源二郎当人と考えられる。

【史料二七】天正三年九月六日付「本田長繁寄進状写」（教念寺文書、

戦国後北条一八〇二）

奉寄進教念寺道場者、

右、本田郷之内五拾石之分者、無相違所進也、早々可召置之條、仍如件、

本田源二郎

天正三年九月六日

長繁（花押）

こうした条件の上で、あらためて本田と同心衆の素性を考えてみたい。忍び戦術を指揮した本田氏は、上下本田郷で多くの土地を所有し耕作していたことが明らかであり、本田郷でもっとも有力な土豪として、村に課される軍役の請け手を担っていたと思われる（註42）。

一方、忍び実行部隊の本田配下の同心衆は、戦国の習いに従い自前で武器を調え、本田の指揮下に組織化され、武士として日々の鍛錬を積み、さらに夜間の行動に備えた特殊な鍛錬をも積んでいた者たちが筆頭候補といえる。彼らは、自らが常に農作業に縛られた者たちではなく、隷属民を抱えて農作業を任せられる環境にいた者が中心であったと考えられる。これに該当するのは下本田郷の右近を除く、喜右衛門・因獄・弥兵衛・伊予ら四名であり、上本田郷ではせいぜい与右衛門・弥右衛門・九兵衛の三名であろう。永禄五年（一五六二）から三十三年の間に彼らの家

系が勃興していないと仮定すれば、これら八名の親世代は在村武士として力をもった者たちであり、彼らが同心衆の家系の者であったとみてよい。あるいは、文禄の検地帳に名のある者に永禄五年当時から生き残りがいないとも限らない。

ただし、その他の耕作者（勘解由・源右衛門・音阿弥等）も、村に危機が迫った場合に備えて軍事訓練を受けていた可能性を否定する根拠はない。隷属民の家抱も同様だ。【史料三三】の『結城家法度』などから想像するならば、忍びとしての活動には適性が必要であり、俊足の者（悪党も含む）を選び家抱として養う土豪層がいたかも知れない。

北条氏の場合、申（永禄三年）十二月二十一日付「北条氏照朱印状」（八王子市指定文化財）にあるように、職人とみられる人物（八郎左衛門尉）にあてて、棟別銭の免除を条件に「当城（註43）」の有事の際には弓などの武器をもって参陣し戦闘にあたるように指示した例も知られている。後の天正一八年（一五九〇）の豊臣軍による八王子城攻めでも、戦死者に職人や芸能者の名がみられる（註44）。有事の際は、一般の百姓や隷属民も戦闘に参加した可能性は低くない。

また、忍びの実行部隊、あるいはその母体となった本田の特殊武装集団を部隊規模の面から考えても、土豪と有力な百姓のみでは少なすぎるように思われる。忍びが、夜目が利く・足が速いなどの個々人の特性に基づいて選ばれるとすると、母集団にはある程度の人数が必要だったはずだ。対人訓練を考慮しても組み合うことにも事欠く。現状では想像でしかないが、鍛錬に参加した特殊武装集団の構成員については、上下本田郷の土豪層・百姓・隷属民まで視野を広げて検討する必要があるだろう。本田では、こうした者たちが、夜間行動に対応した特殊武装集団を形成していたのではないか。

なお、下本田郷の集約された土地所有の状況と土豪の様相は、現埼玉県深谷市川本にあった旧田中村の文祿の検地(註45)でも同様であり、この状況と特殊部隊の形成の要因とを安易に結びつけてはならない。史料の蓄積を待つて、より詳細な研究が必要だ。

さて、葛西城忍び乗取作戦成功後、本田正勝は金町村の通称本田屋敷に居を構えたというが、同心衆も農地を離れて移住したのだろうか。

【史料二七】にあるとおり、その後も本田宗家は川本本田を領有し在住していたし、『寛政重修諸家譜』には本田正勝も旧領を知行していたと書かれている。現状では、同心衆が旧来の農地を捨てたと考える根拠はない。半士半農の在村武士のまま、変わらず本田郷で鍛錬を続け、彼らの指揮権は本田宗家が担っていたのではないだろうか。

これまで解明できなかった戦国の忍びの姿が浮かび上がってきた。おそらく戦国期には、特殊な訓練を行う武装集団が全国各地にあり、個々に特徴ある部隊を編成していたのだろう。夜間の潜入・乗取り・放火を共通項とする忍びは、それを利用した軍の戦術の一部にすぎないのだ。

四 戦国の忍びを追う

— 羽生城忍び合戦にみる忍び戦術の展開 —

(一) 羽生城兵糧・弾薬搬入作戦における「夜わざ鍛錬之者」による忍び戦術

忍び戦術が特定の武士と配下の者たちに命じられるものであったことから、本稿では、彼らが夜間の行動に対応した特殊な訓練を行う特殊武装集団であったと推測してきた。

武士の武術訓練は「鍛錬」といわれ、鎌倉時代の『男衾三郎絵詞』に明確なように、古くから日常的に行われていた。銃砲が伝わった戦国後期に

は戦術が多様化し、『甲陽軍鑑』の巻第十一下の「申、酉兩年之御備」にあるように、弓衆や鉄砲衆などでは、訓練されていない者の参陣が拒まれていた。鍛錬は高度に専門化していたのだ。夜間行動の特殊訓練も、その中で行われていたと考えられる。

忍びのアイデンティティーともいべき鍛錬の内容に迫る一次史料が、【史料二八】に挙げた上杉謙信の書状にある。

天正二年(一五七四)四月四日付「上杉謙信書状」がそれだ。武蔵国北東部の上杉方の重要拠点で現埼玉県羽生市にあった羽生城城主の木戸忠朝(伊豆守)、木戸重朝(右衛門大夫)、菅原為繁(左衛門佐)ら三名の武將に、「夜わざ鍛錬之者」を差し向けて北条方の船を狙いとるなどして船を集めよと命じたものだ。

書状の宛名木戸伊豆守忠朝は、羽生城城主のほか、北条方の忍城に対する向城と伝えられる現行田市の皿尾城城主を務めた。同右衛門大夫重朝は忠朝の子、菅原左衛門佐は、永祿十三年(一五七〇)に羽生城主から館林城主になった広田直繁の子だ。

【史料二八】「上杉謙信書状」(個人、上越市史上杉二二〇三)

義重同陣急速之由候而、従太田美濃守父子所飛脚お差越候間、則返礼相渡、自其方之飛脚ニ差添、其地江越候、可為大儀候得共、同陣可為相急候間、従其方添案内者、美濃守所江被送届專一候、扱亦、当軍之儀一兩日中ニ其筋江可打下候条、可心安候、南衆之模様能々被聞届、註進專一候、定而為差越不可有之由、令校量候、猶万吉令期面之時候間、不能一二候、恐々謹言、

追而、存之旨候間、船お集被置專一候、
敵地之船おも、夜わざ鍛錬之者お

差越候得共、ねらいとり候て、

船数お、く可被集置候、覚 四月四日 謙信(花押)

悟之旨候間、如此候、以上、

木戸伊豆守殿

同 右衛門大夫殿

菅原左衛門佐殿

この書状は、羽生城・関宿城を奪い、利根川水系の水権を確保して上野・下総への足掛かりを築こうとする北条軍と、これを阻止しようとする上杉謙信軍の攻防の際に発給されたものだ。しかし、『戦国遺文』にも採録されることなく、上越市の個人が収集し保管していた史料で、これまでほとんど採り上げられることがなかった(註46)。

上杉軍の作戦として、「夜わざ」とあるように、夜間に敵船を乗取る戦術の実行等を羽生城主らに命じているのであり、本稿の戦国後期の忍びの定義に当てはまる。また、実行部隊の「夜わざ鍛錬之者」は、通常の軍役ですでに召集されている者ではなく、この書状以後、臨時に召集されるべき部隊、あるいは召集済みの軍兵ではあるが、その中の適任者から選抜する部隊であると読める。これは、葛西城乗取りを行った本田配下の同心衆や【史料二】にあった武田軍の忍びと共通する在り方にみえる。

謙信が「忍び」と記さなかったのは、この書状が忍び戦術の行使を決定して、それを命じるものではなかったためとみられる。【史料二八】は、忍び戦術を行う特殊部隊が、夜の行動の鍛錬を行った者であることを伝える重要史料として評価すべきだ。

さて、この書状にも、本田の忍び同様、当時の上杉・北条両軍の動きがわかる一連の文書群が存在し、作戦の流れから忍びの性格をより明確

に知ることができる。ここでは作戦の前段階から詳細に検討してみよう。

元龜二年(一五七一)、北条氏康が死ぬと、その子氏政は北条氏を支援しない上杉謙信との越相同盟を破棄し、武田信玄に接近、武蔵・上野への侵攻の気配をみせはじめた。翌年五月十四日、謙信は厩橋城主の北条高広に命じて羽生城・深谷城の守りを固めさせている(五月十四日付「上杉謙信書状」越佐史料五一一・上越上杉一〇九九)。八月十八日、上条政繁から北条軍が羽生城に向けて出陣したとの情報を得ると、謙信は近日中の出兵を決意し、沼田城の河田伯耆守重親に羽生城に飛脚を送って知らせるよう命じた(註47・八月十八日付「上杉謙信書状」越佐史料・歴代古案)。

八月二十八日付「北条氏照書状写」(吉羽文書・戦国後北条一六〇九)には「此度羽生之勢如御望之被打散候事、可為喜悅候、御同意候了、深谷者廿三日帰陣候」とあるように、忍城の成田氏長と連合し、北条軍が羽生城・深谷城と戦い勝利しようだ。しかし両城とも、この後も攻撃を受けており、北条軍の攻撃に持ちこたえていたことがわかっている(十月二十五日付「北条氏政書状」群馬県立歴史博物館所蔵文書・戦国後北条三八七二)。天正元年四月十九日には、北条氏政が羽生城・深谷城を攻めているとの知らせが結城晴朝から北条景広に発せられているが(四月十九日付「結城晴朝書状」上越上杉一一四八)、すでに四月十五日には、深谷城主上杉憲盛は北条方と和睦していたという(「深谷上杉家系」。これにより、羽生城周辺は孤立状態になったと思われる)。

同時期、北条軍は下総国関宿城の築田晴助に対しても圧力を強め、下野まで侵攻した。上野・下総へ勢力拡大を図る北条氏は、利根川水系の水権の奪取に向け、着実に足場を固めていた。

天正元年(一五七三)夏、北条軍は沼田に侵攻し厩橋城に迫る動きをみ

せた(八月朔日付「長尾憲景書状」上越上杉一一六七・東大影写・志賀楨太郎氏所蔵文書)。この頃、羽生城の菅原為繁は上杉謙信に対して複数回の援軍要請を行っているが、信濃・甲斐との戦いや佐竹氏の状況の変化があり油断できないとして、謙信はこれに応じなかった。しかし出兵はするので羽生城の家中を力づけよと伝えている(八月八日付「上杉謙信書状」越佐史料五一一九四、歴代古案一八一、上越上杉一一六九・羽生市史一七)。北条軍は、この時点ですでに羽生城の周辺一帯をほぼ制圧していたようだ。

その後、謙信は織田信長の動きに応じて越中に出兵した。羽生城の菅原為繁からの支援要請にも、八月中は、越山の準備をしているとしつつ、待つように伝えた(八月八日付「上杉謙信書状」越佐史料・歴代古案・羽生市史二一、八月二十二日付「上杉謙信書状」歴代古案・羽生市史二二)。結局、この年、謙信は越中一向一揆との戦いでの損耗を癒すため、諸軍に休養をとらせた。羽生城に対しては、休養の旨とともに、雪解け後に関東支援を実施すると、羽生城同心の玉井豊前守に書状を出すに留めている(極月二五日付「上杉謙信書状」上越上杉一一八一・下条文書・東大影写)。

天正二年(一五七四)正月二十六日、謙信は、関宿城の築田晴助・羽生城の木戸氏らの出兵要請を受け、ついに出陣し、二月五日には沼田城に着陣した(第十三次越山)。水上交通の要の関宿・羽生の二城の領有を左右する最後の戦いがはじまったのだ。

以下、【史料二八】に関連する史料を基に状況を確認していく。

【史料二九】三月十三日付「上杉謙信書状」は、危機的な羽生城に上杉軍の進軍状況を報告したものだ。飛脚の行き来が滞りがちになっているようだ、現群馬県前橋市の善城・山上城・女淵付城などを落とす、現同

県みどり市のごらん田城を今日にも攻略するとしている。

【史料二九】「上杉謙信書状」(西沢徳太郎氏所蔵文書・上越上杉一一九三)

昨十二之書中今十三披見候、仍去月廿八日二被差越候飛脚、今日六日飛脚、同日二返候キ、無到着候哉、無心元候、先段二如申届、善・山上・女淵付落居候、然処二沼田平八郎重而横瀬二令同心候間、遂静謐、女淵二越衆差置候、其上、当地深沢江押寄、打懸二取詰候処、阿久沢弟兄候者押出、令忠信候、乍去、模様無心元子細候間、当手之者為押入要害、是も越衆二申付候、同ごらん田之地彼飛脚如見聞、今日押落無所経地二候間、相捨候、此上其表江可打出迄候、何共東方之衆手おもにて笑止候、三楽父子にも築中江も催促候て肝心候、猶佐藤筑前守可申候間、万吉重而、恐々謹言、

追啓、彼飛脚者、今日午刻到着、則及直報候、以上、

三月十三日 謙信(花押)

木戸伊豆守殿

同 右衛門大夫殿

菅原左衛門佐殿

続く、【史料三〇】三月二十八日付「上杉謙信書状」では、上杉軍の進軍状況に依りて、羽生城の木戸忠朝らに参陣が求められている。上杉軍は三月二十六日、金山城攻撃のため、現群馬県太田市の藤阿久に陣取った。このとき、木戸忠朝・菅原為繁と同心の玉井豊前守に参陣を命じる一方、敵城からの攻撃と羽生城周辺に展開していた北条氏繁軍に対する防御の

ため、木戸重朝には留守中の用心を固めた後の参陣を命じている。木戸忠朝・重朝・菅原為繁は羽生城に在城していたことがわかる。

【史料三〇】「上杉謙信書状」(中山小太郎氏所蔵文書・上越上杉一二

〇一)

就陳寄使祝着候、先書二者、あがたを赤岩江可打下由申候つる、
雖然、自其元金山可押詰事、簡要之由候間、廿六、当地藤阿久
二陣取、所々涯分爐為之候、工夫之旨候間、明後朔日必迎動可
申候、菅左、木伊、玉井当陣江越尤候、右衛門大夫者定而被越
度可有之候、併敵城数ヶ所差向、殊北条左衛門大夫以下近辺江
打出由候間、先右衛門大夫有其元、留守中用心申付、重而被越
越事專一候、猶万吉面之時分可申候、恐々謹言、
(朱書)「天正式」

三月廿八日未刻

謙信御居判

木戸伊豆守殿

同 右衛門大夫殿

菅原左衛門佐殿

これに対して北条軍は、【史料三一】四月朔日付「上杉謙信書状」にみられるように、羽生近辺まで兵を進めた。このため謙信は、四月一日、木戸忠朝・菅原為繁らの参陣要請を先延ばしとし、木戸忠朝の作戦で対抗しつつ、利根川の増水を利用して打ち出してくるかも知れない北条氏政軍の様子を見届けるよう、改めて忠朝らに命じている。北条軍は、おそらく多くの軍船等を調べ、周辺の水上権をほぼ手中にしていたのだろう。とはいえ、このときの上杉方は、謙信軍と羽生城の間で、作戦指示が可

能な程度の情報伝達の方法を保持できる状況にあったようだ。

【史料三一】「上杉謙信書状」(秋元興朝氏所蔵文書・上越上杉一二〇

一一)

兩人招候日限被申越候尤候、乍去、早々招寄、自然其地江南衆
取懸候へ者、右衛門大夫計有之、仕置窮屈二候間、先以延引申
候、定而氏政直二越候共、為差儀有間敷敷、利根川水かさ二候間、
加様之儀於能見届、水於力二南衆打出候由、令校量候、当手へ
可乗向儀咲敷候、氏康・信玄自在世、当家之弓箭も互之甲乙実
儀二候条、其義者可為校量之前候、猶佐藤筑前可申候、万吉重而、
恐々謹言、

追而、横瀬知行之儀者、涯分爐二申付候、以上、

四月朔日

謙信(花押)

木戸伊豆守殿

菅原左衛門佐殿

【史料二八】の四月四日付「上杉謙信書状」が出されたのは【史料三一】の書状のすぐ後で、利根川の増水のため軍による直接的な支援が難しい羽生城に、謙信が具体的な作戦を指示したものだ。

【史料二八】で謙信は、参陣が遅れていた佐竹義重の同陣を急ぐため、忠朝らに太田資正・梶原政景軍への返信を飛脚に届けさせるよう求め、一兩日中には羽生城方面へ打ち出すので安心するよう促した。そして、何らかの作戦のために、船を集めることが必要だとし、北条方の船についても、「夜わぎ鍛錬之者」を向かわせる等して、船を狙い取り、船を多く確保するよう命じたのだ。この書状では、船を集める目的は示さ

れておらず、夜わご鍛錬の者の投入も例示的であり、その戦術を限定して命じたものではない。また、敵船を奪って北条水軍にダメージを与えようとするわけでもないようだ。実際には、この書状を届けた使者の口上で作戦の目的や詳細が伝えられていたのだろう。

さて、謙信の書状での書きぶりをみると、普段から羽生城の木戸・菅原が配下に腕の立つ「夜わご鍛錬之者」を抱えており、その優秀ぶりを知っていた、あるいは日常的に伝え聞いていたことが想像される。日頃から鍛錬し優秀な夜わご鍛錬の者がいるのだから、それらでも使ってみるという意味を込めて、謙信はこの書状を発したようにみえる。

船の収集と夜わご鍛錬の者による敵船乗取等の目的が、羽生城への兵糧・弾薬の搬入にあったことは、九日後の【史料三二】四月十三日付「上杉謙信書状」で明らかになる。

【史料三二】「上杉謙信書状」(志賀楨太郎氏所蔵文書、上越上杉一二

〇四)

如啓先書、幾日大輪之陣二有之も、水増与大河与云、云、為如何も其地江助成之儀依不成之、河二付押上、自朝至夕迄瀬々お為験候得共、瀬無之候条無了簡、爰元二立馬候、佐藤淵底如見聞、来秋迄之兵糧、玉葉以下迄申付、既二前後左右及百里味方之地一城も無之所江、不痛凶事打下候儀、忠信之不感歎、縦令懸引二一騎一人敵不慕不出候儀者、年月之以覚如此候、南衆も無水増候て、瀬も候者、如只今其地江之妨可有如何候哉、自元旁忠信お忘失申二雖無之与、陸路不統候へ者、無申事候、まてなるもの者人被越候者、用所候間、口上二申度候、佐藤ばかりの二候、其故者、大河お隔、船二て兵糧送入候ハ、羽生之地自瀬端隔二里由申候

間、敵妨候者、兵糧者不入、結句闕不足事二候、如何之由尋候へ者、少も敵之可致妨地形二無之候、船をも三十艘二而一船二可越由申候つる条、さかと心得、一世中之不足おかき候事、無念二候、併此度二限間敷候、何様諸口お取置、当口二入念、此可散鬱憤候間、身之備者一向不苦候、信玄・氏康も、無了簡地形者不叶候つる歎、愚老不叶二も無之候、佐藤地形之様子有儘申候者、別而工夫旨も候つるものと、丹後守合手二成之申事二候、猶重而自是可申候、恐々謹言、

追而、玉井豊前かたへも申度候へ共、路次不自由

之間、状数多候へ者造作二候間、伝言之由申度候、以上、

四月十三日 謙信(花押)

木戸伊豆守殿

同 右衛門大夫殿

菅原左衛門佐殿

謙信が金山城攻めを取りやめ、現群馬県明和町の館林領大輪に布陣したため、上杉・北条両軍が利根川を隔てて対陣する形となった。謙信の羽生城への兵糧・弾薬搬入計画は、佐藤筑前守による事前の情報で、敵の妨げはないので、三十艘の船で一斉に渡るのが良いとされ、兵糧の運搬を実行したとある。しかし、敵の妨げにあつてあえなく失敗してしまつた。謙信は、情報収集ミスを犯した佐藤筑前守を叱責するとともに、こうした状況を羽生城の木戸忠朝・重朝父子と菅原為繁に詳細に書き送つた。使者の口上也加えられたものと想像される。木戸父子・菅原為繁らが、謙信の指示に従い船を集め、対岸の上杉軍に届けたことは間違いないと思われる。謙信は【史料三二】の書状で、北条軍に包囲された羽生城将兵

の決死の行動に対し、失敗の言い訳をしたのだ。なお、「一船」は、三十艘を一つにまとめた船橋を意味しているのかも知れない。

羽入城側からみれば、周囲を北条軍に包囲され、利根川水上でも不利な状況下で、三十艘もの船を購入できたとは思えない。この船は、対岸にあつて北条軍の攻撃力が及ばない謙信が調達できなかったものでもあつた。謙信側(左岸)からは敵の妨害で利根川を渡河できなかったのだから、羽生城側(右岸)の木戸・菅原が船を調達したときには、北条軍の妨害を掻い潜つて、あるいは妨害を受けないようにして、対岸の謙信に届けられたとみてよい。船は夜間密かに迅速に乗り取り、即座に対岸の上杉軍の陣に届けられたのであろう。羽生城の将兵にとつて、それ以外に三十艘の船を調達することは不可能だ。【史料二八】は、「夜わざ鍛錬之者」という忍びに対応できる特殊部隊があり、夜間の行動を鍛錬していたことを物語る史料だが、【史料三一】と合わせてみると、彼らが羽生城兵糧・弾薬搬入作戦という上杉軍の作戦下で、実際に忍び戦術を用いて北条軍の船を乗り取り対岸に送り、上杉軍がこれを用いて兵糧を搬入しようとして失敗した具体的な様子を把握できる。

関係文書群からわかることは、それだけではない。

羽生城兵糧・弾薬搬入作戦では、情報収集を佐藤筑前守という武士が行つており、忍びの役と情報収集が完全に区別されていたことも把握できる。謙信に筑前守という武家官位で呼ばれる以上、佐藤筑前守は下級武士ではなく、一定の身分と経済力をもった武士だ。佐藤筑前守の情報収集は、軍に先立つ斥候であり、軍事的な支援を要しない単独の隠密行動の可能性が高い。現在、忍びの役と認識されている斥候に他ならず、戦国の忍びと斥候が異なることは明確であろう。

今日、ほとんどの忍びについての解説や研究において、忍びの役の第

一に情報収集が挙げられている。忍術伝書『正忍記』の本文冒頭も、各国の情報収集することが忍びの仕事であるとしている。しかし、一次史料をみる限り、戦国期の情報収集は一般の武士が担い、情報の伝達は基本的に飛脚と使僧が行っている。北条氏では御馬廻衆で奉行人、評定衆を歴任した石巻康敬が有名で、太田金山城主の由良氏との交渉や名胡桃城事件にともなう豊臣方との交渉役も務めている。実際の情報収集行動は配下の者が行っているのだろうが、管見に触れる限り、忍びとの関連性を想像させる手掛かりはない。武田氏配下には、越後との境目方面で情報収集に活躍した等々力次右衛門尉と細野甚四郎が知られている。彼らは安曇郡の小領主とされる。

このことは、情報収集が「忍」とは異なる戦術であり、それを担う者は情報収集のための特別な訓練を受けていたことを想像させる。古代からある「間諜」や「斥候」の流れに連なる訓練があつたかも知れない。上杉軍・北条軍では、こうした武士は「目付」と呼ばれ、佐藤筑前守と同様の任務を果たしたようだ(永禄七年)十月二日付「上杉輝虎書状」上杉定勝古案集所収・上越上杉四三六(永禄四年カ)三月二十四日付「北条氏政書状」大藤文書・戦国後北条六八六)。戦国大名軍の情報収集部隊については、軍の総体解明のため、今後の詳細な検討が必要な事項の一つでもある。

(二)「夜わざ鍛錬之者」とその主を追う

羽生城兵糧・弾薬搬入作戦において、北条軍の船を奪うため差し向けられた「夜わざ鍛錬之者」の「夜わざ」【史料三三】では「夜わさ」の語が、【史料三三】に挙げた弘治二年(一五五六)の結城政勝による分国法『結城家法度』第二十七条に登場することはよく知られている(註48)。草や夜

わざの任務にかこつけて略奪に向かう若い近臣に注意を払うよう促す条文だ。

【史料三三】『結城家法度』第二十七条(松平基則氏所藏文書、東京大

学史料編纂所影写本)

一 草、夜わさ、かやう之義ハ、あくとう其外走たつもの一筋

ある物にて候、それニ事言付候処、わかき近臣之者共、おもて

むきハす、ときふりをたて、内々ハ敵□□□上も女之

一人も可取候ハんころかけて、い、つけられぬニ何方へも

まかり、なに、なり候ても、其跡をけつり候べく候、

其時言候へは、われくひいきくニ、これも忠信などとなへたて

べく候間、てしらせ候、

【史料二一八】と合わせ、当時の北関東中央部にあたる羽生から結城(現在の埼玉県羽生市から茨城県結城市)周辺で、夜間の軍事行動にともなう技術を「夜わさ」と呼んでいたことが伺える。「夜わさ鍛錬之者」とする謙信の書きぶりは、「夜わさ」の概念を理解していても、羽生城の者たちと、その詳細な内容まで共通理解していない状態を表しているようにみえる。少なくとも上杉軍の軍事用語にはなかったと思われる。関東から上越程度の範囲で、夜間の軍事行動の上位概念を表す一般的な語として使用されていたことはあつたかも知れない。この状況は、北関東中央部の武士たちの間で、「夜わさ」についての情報交流が盛んだったことを示している。北関東中央部には、夜間の軍事行動を日常的に鍛錬する特殊武装集団が複数あつた可能性がある。

それでは、忍び戦術にも対応した「夜わさ鍛錬之者」やそれを率いた直

接の主はどのような者たちだったのだろうか。

敵船乗取りの実行部隊「夜わさ鍛錬之者」を配下に置いていたのは羽生城主の木戸忠朝・重朝・菅原為繁だ。手がかりは彼らの素性にあると思われる。時を遡って確認してみたい。

【史料三四】は、天文五年(一五三六)五月吉日の紀年がある懸仏の三宝荒神御正体銘文で、木戸氏・菅原氏の初見史料だ。懸仏は羽生領の小松神社(熊野白山神社)の末社に寄進されたものだが、現在は神奈川県小田原市の安楽寺にある。忠朝・直繁の両名が共同して懸仏を治めたのであり、木戸氏と菅原氏が密接な関係にあつたことがわかる。

【史料三四】天文五年五月吉日「三宝荒神御正体銘文」

武州大田之庄小松之末社 三宝荒神

忠朝

直繁

天文五年丙申五月吉日 願主兩人

【史料三四】に姓の表記はないが、木戸氏・菅原氏が歴史に登場した初期の段階には、河田谷・広田姓を名乗っていたことが知られている。【史料三五】永祿三年(一五六〇)十一月十二日付「長尾景虎条書」には「広田河田谷一跡事」とあり、広田と河田谷という者が、共同で「一跡」を治めたことが記録されている。

【史料三五】「長尾景虎条書」(越佐史料四―二七四、上越上杉二二七)

近年御知行方之事、

一 藤田秩父之事、

- 一 広田河田谷一跡事、
- 一 毛呂土佐守方前事、
- 一 市田之事、
- 一 小田助三郎方前事、
- 一 相州御本意候上事、

此条々曾不可有御相違状、如状、

永禄三

十一月十二日 景虎

市田殿

また、翌永禄四年頃のものとしてされる【史料三六】の「関東幕注文」には、武州之衆として忍城の成田氏の後に「馬寄 羽生衆」とあり、筆頭に「広田式部大輔」の名が、二番目に「河田谷善右衛門大夫」の名がみえる。

【史料三六】「関東幕注文」(上杉家文書、上越上杉二七二)

(前略)

馬寄

羽生之衆

広田式部大輔 梅之紋

河田谷善右衛門大夫 かたはミ

洪江平六良 くわのもん

岩崎源三郎 二本鷹之羽

藤田幕 ふたのかゝりの五つき地くろ

飯塚 五つき

桜沢 五つき

猪俣 五のかゝりの五つき

岡部長門守 丸之内十方

深谷御幕 竹に雀

秋元掃部助 くわの文

井草源左衛門尉 月二しやうひ

市田御幕 竹に雀

(後略)

【史料三七】に挙げる『小田原記』には、羽生城家老として河田の藤井修理と志水の木戸源齋の名がみえる。木戸源齋が上杉謙信に通じ、城主羽生豊前守の鷹狩中に城を乗っ取ったとあり、木戸氏と羽生城の関係を伝えている。その後、旧城主羽生豊前守と河田の藤井修理は合戦を繰り返した。城を追われた羽生豊前守は成田長泰を頼るが、太田美濃守の支援を得た木戸源齋が成田との戦に勝ち、退けたとある。

【史料三七】『小田原記』「成田父子不快之事」

(前略)

爰ニ忍ノ成田ノ旗下ニ羽丹主ノ城主羽丹生豊前守ト云人有リ、其

両家老、河田ノ藤井修理、志水ノ木戸源齋ト云者アリ、木戸源

齋ハ輝虎ヘ心ヲ寄セ、豊前守鷹野ニ出シ跡ニ城ヲ乗取ケン、羽

丹生ト藤井一同ニ懸リ、数度合戦アリシカトモ、終ニ打負、忍

ヘ牢人シテ成田ヲ被頼、木戸源齋ニハ輝虎加勢シテ成田ト合戦

数度ニ及フ、

(後略)

広田氏は『吾妻鏡』に登場する忍氏一派が現埼玉県鴻巣市川里の広田にあった広田郷に移り住んだ家系で、元は菅原姓を名乗っていたが、広田を名乗るようになったとされる。河田谷善右衛門大夫は、現桶川市川田谷に住んでおり、永禄七・八年頃に木戸姓に変えた様子がみられるという(註49)。「喜連川家文書」七巻には、年代未詳ながら「名字之儀御赦免付而、以代官申上候、然者、大刀旨青蛭進上、目出度候、仍御劍被遣之候、謹言」とする九月二十三日付木戸伊豆守宛ての書状写がある。河田谷善右衛門大夫が木戸氏に改名した際に、その旨を足利義氏に申し出た記録とされている。

現群馬県館林市にあった足利庄木戸郷には、足利尊氏以来、足利氏に仕えた木戸氏が存在し、戦国後期には木戸左近大夫将監が足利義氏・藤氏に従っていたが、永禄五年(一五六二)の北条軍による古河城攻略によって消息を絶たれている。古河公方との何らかの関係等により、その名跡を河田谷善右衛門大夫が継ぎ、羽生城の木戸氏を名乗った可能性がある。羽生城の歴史を深く追求した郷土史家富田勝治によれば、木戸氏は下野国足利荘木戸郷を本拠とする古河公方家臣で、永享十二年(一四四〇)の結城合戦で討死した木戸左近大夫将監持季の流れを汲むとも推測されている(註50)。

永禄九年(一五六六)一月二十六日には広田直繁が、三月二十一日には木戸忠朝が羽生領内の正覚院に門徒の勝手還俗禁止の判物(羽生市指定文化財)を出しており、広田・木戸姓を名乗る両名が羽生城主であり羽生領のトップとして実権を握っていたことがわかる(史料三八・三九)。

これらの記録から、広田・河田谷はそれぞれ菅原・木戸にあたり、【史料三六】の広田式部大輔・河田谷善右衛門大夫が広田直繁・木戸忠朝で

あり、富田の指摘のとおり、羽生城を一体で治めていたと考えられる。【史料三五】の「一跡」は羽生城を意味するのだろうか。

【史料三八】「広田直繁判物」(正覚院文書・羽生市史三)

武州太田庄羽生正覚院御門徒

中之事、各自幼少又若輩、御尊

師之蒙御指南・御造作、於如形経論

勤行、秘法伝授候而、其上依自分

之望、破戒俗形ニ被成事、誠ニ以テ一代

之盜賊法敵不可過之候、於向後者、

必拙夫父子其外同心家風之内ニ、彼

御門徒之新発意等也共、指南召使義

不可有之候、若違背之者候者、其主人并而

可遂追放之旨、如件、広田式部大輔

永禄九年丙刀 直繁(花押)

正月廿六日

正覚院御同宿中

【史料三九】「木戸忠朝判物」(正覚院文書・羽生市史四)

正覚院之御門徒中、自

若輩彼入院家、如形仏法

執行之上、依自分之望還

俗之儀、法敵不及是非候、

於向後者、必於拙夫家中

不可召仕候、若此旨ニ違背

候之者、指南之者共可処追放
之罪之状、如件

木戸伊豆守

永禄九年丙刀三月廿一日 忠朝(花押)

正覚院 御同宿中

広田氏・木戸氏に関する記録は、他にも多くある。そこには、「夜わざ鍛錬之者」がどのように使われ、彼らの情報が謙信の耳にどのように伝わっていたかを知る手がかりもある。

永禄九年の上杉・里見連合軍による現千葉県佐倉市の臼井城攻めでは、広田直繁と木戸忠朝は謙信から五〇騎ずつの軍役を割り当てられている(羽生市史五、越佐史料・浅間文書)。忍城主成田氏と唐沢山城主佐野昌綱は二〇〇騎、金山城主由良成繁は三百騎だった。広田氏・木戸氏個々が羽生領の一部の知行を宛行われているとみられるが、落下傘的な支配であることは明らかだ。また、広田・木戸が一般的な城持ちの国衆より下位の武将であることもわかる。臼井城の攻防で謙信は大敗し、関東諸士が離反していった。北条方への成田氏の離反に備え、木戸忠朝が皿尾城に入ったのはこの頃とされている(註51)。

翌十年春、北条氏が攻勢を強める中、佐野に駐留していた上杉方の五十公野玄蕃允が蘆名盛氏を頼って佐野を離れた。謙信は越山(第九次)したが、唐沢山城主佐野昌綱が挙兵するなど情勢は不安定であった。

永禄十一年とみられる正月十日付「上杉謙信書状」(歴代古案一六五・上越上杉三七六)では、謙信が羽生城主広田直繁に、北条氏に対する周囲の監視を求めている(註52)。この記録に木戸忠朝の名はなく、当時は上杉方として皿尾城に在していたことがうかがえる。

翌年十二月一三日、武田信玄が駿河に侵攻し、天文十三年(一五四四)以来の甲駿相三国同盟が決裂した。これに対して上杉・北条は同盟に向けて交渉を始め、四月までに上杉方の領土復帰など、大方の協議が整った(卯月二十七日付「北条氏康書状」上杉家文書・上越上杉七一九、卯月二十七日付「北条氏康・氏政連署条書」上杉家文書・上越上杉七二〇)。しかし謙信は、羽生城に相変わらず周囲の監視と忠信を求めている(閏五月六日付「上杉輝虎書状」上越上杉七三六、渡辺秀二氏所蔵文書、維宝堂古文書)。

閏五月、越相同盟が成立し、謙信は関東諸士にこれを伝えたが、羽生城主広田直繁には、北条方に与する関東諸士が多いので上杉氏の味方であるよう念を押している(閏五月六日付「上杉輝虎書状」維宝堂古文書・上越上杉七三六)。木戸忠朝と広田直繁は謙信の意を受け、北条方であった深谷城の上杉憲盛に使いを送って帰順するよう伝え、憲盛を上杉方に引き入れてもいる(七月十五日付「木戸忠朝書状」上越上杉七七四、上杉家文書五七七)。広田直繁・木戸忠朝は、状況監視のみならず、関東諸士との連絡調整役もこなすなど、謙信の絶大な信頼を得ていた。謙信からみれば、敵に回られては困る者たちであった。

永禄十二年秋、謙信は関東に出兵し(第一〇次越山)、沼田城で年を越した。明けて永禄十三年一月五日には、離反した佐野氏を攻めるため佐野に着陣している。【史料四〇】二月二十八日付「上杉謙信判物」のとおり、広田直繁もこの戦いに参陣した(註53)。報償として、広田直繁は、館林城と館林領を与えられている。

【史料四〇】「上杉謙信判物」(謙信公御書二、上越上杉八八五)

(張紙朱書)

「元キ元」

今度令越山、向佐渡へ出馬候処ニ、同日ニ馳来、殊ニ河辺江打上候時も、被届来候事、先忠・当忠共ニ無比類神妙候、依之、館林城・知行共出置候、併佐野領・足利領除之、扱又、越府迄使成之、令辛勞候間、館林領之内羽根田之郷・飯富之郷・佐藤筑前守・小安隠岐守ニ出置候也、仍如件、

永祿十三年庚午

二月廿八日 輝虎御居判

広田出雲守殿

元龜三年（一五七二）正月十日付「上杉謙信判物」（史料四一）に、広田直繁の子為繁が登場する。自らの出自を関東の畠山系譜の菅家（菅原氏）に求め、広田姓から菅原姓を名乗りたいと申し出、謙信がこれを許したものだ。

【史料四一】「上杉謙信判物」（謙信公御書一・上越上杉一〇八〇）

（朱書）

「元龜二二入」

連々忠信、依之、名字可改由候哉、尤候、併河内・能州畠山者源家二候、関東之畠山者平二候、菅家之畠山雖不及聞候、任佗言、心当畠山菅原左衛門佐与可然候、仍如件、

元龜三年正月十日 謙信御居判

菅原左衛門佐殿

元龜元年五月朔日付「上杉輝虎書状」（謙信公御書二・上越上杉九一一）

には、広田直繁が古河公方足利義氏と謙信の仲介をした記録が残されている。この年の十月、北条氏康が死没し、北条氏政が越相同盟を破棄、元龜二年末には甲相同盟が復活した。この後、北条氏政が羽生城・関宿城への圧迫を強めていくことになり、【史料二八】の羽生城兵糧・弾薬搬入作戦に繋がっていくのだ。

元龜年間、上杉謙信は武田信玄の西上野進出に対し、出兵を繰り返した。また元龜三年八月以来、出陣が長引いていた越中の一向一揆と和睦に向ったが（三月五日付「上杉謙信書状」上杉家文書・上越上杉一一三九）、信玄の策略で和睦が果たされず、羽生城からの越山要請（八月八日付「上杉謙信書状」謙信公御書一・上越上杉一一六九）にも関わらず、関東への出兵は果たされなかった（極月二十五日付「上杉謙信書状」上越上杉一一八一）。

謙信は前述のように危機に陥った羽生城・関宿城の救援のため、天正二年正月に第十三次越山に出兵した。前年の越山要請は、佐藤筑前守と菅原為繁によるものであったが、【史料二九】に示した天正二年の三月十三日付「上杉謙信書状」では、越山の戦況の知らせを木戸忠朝・重朝・菅原為繁に対して行っており、羽生城内での世代交代があったことがわかる。この越山の際に行われた羽生城兵糧・弾薬搬入作戦の際、羽生城主であった木戸忠朝・重朝・菅原為繁は、広田直繁時代の謙信の信頼を引き継いでいたものと思われる。

手許にある「夜わぎ鍛錬之者」を配下とした木戸氏・菅原氏についての情報は以上だ。それでは「夜わぎ鍛錬之者」やそれを指揮した者の素性はどのように考えられるのか。

本田の特殊武装集団を参考にすれば、指揮官としての武士は、彼らとともに在村して鍛錬においても指揮をとっていたと考えられる。通常の

城持ち国人層ではない。臼井城攻めの際の木戸・広田に割振られた軍役の少なさからみて、木戸・広田の羽生領内の知行は旧領あるいは本領とは別のものとみられる。木戸・広田は、土豪クラスの在村武士が成長し、謙信との親密な関係の中で領主化し、羽生領の支配を確立したとみなせる。やはり彼らの本領は、川田谷村・広田村であったと思われる、元々はその地で特殊武装集団を抱えていた状況が想像できる。木戸・広田は、夜わが鍛錬の者の指揮官の第一候補だ。

試みに「夜わが鍛錬之者」が木戸・広田とは異なる羽生領内の土豪の配下であった場合を想像すると、木戸・広田が彼らに敵船乗取りを任ずる際には、指揮する土豪への知行のほかに実行部隊としての特特殊武装集団に金品を与えて雇用する必要が生じる。広田・木戸にそうした経済力があつたとは思えない。

多くの状況が、羽生城兵糧・弾薬搬入作戦で敵船乗取りを行った「夜わが鍛錬之者」が、木戸忠朝・重朝と菅原為繁のどちらかが、故地で組織していた特殊武装集団であったことを示しており、矛盾する事象はない。前述のとおり、木戸・菅原は謙信に武装集団のことを話していたとみられる。他の武将配下の武装集団であれば、謙信はその武将を名指したのではないかとも思われる。

この想定限りであれば、羽生城が孤立した状態だった天正二年四月、「夜わが鍛錬之者」は木戸忠朝・重朝・菅原為繁とともに羽生城内に詰めており、謙信はそれを把握していた可能性が高い。

それでは彼らの故地は川田谷村・広田村のどちらと考えるのが良いだろうか。本田の事例同様、土豪層や自作農を中心に、部隊編成可能な人数が存在したことが条件になると思われる。川田谷村・広田村の両村には戦国期に近い検地記録が残されていないため、詳細な検討は難しい。

戦国期の城館跡と『新編武蔵風土記稿』に記された戸数から想像するしかないが、手の届く情報を収集しておきたい。

現埼玉県桶川市、荒川左岸の段丘上にある川田谷村は、鎌倉時代から武士の館が形成されており、字城山には同時代の足立右馬允や安達盛長の居館とされる三ツ木城跡が所在する。三ツ木城には、戦国前期には岩付太田氏家臣の石井丹後守が入ったという。隣接する現北本市石戸には、上杉謙信が越山で逗留した石戸城跡、石戸宿堀の内遺跡の館跡、発掘調査で土豪の館跡とわかった牧野陣屋跡など、複数の戦国期館跡が所在している(註54)。『新編武蔵風土記稿』によれば、川田谷村は上川田谷村と下川田谷村からなり、民戸五百軒からなる大規模な集落で、荒川の川津も備えていたという。土豪・地侍が多く所在した村であった。

一方の現埼玉県鴻巣市の広田村周辺は、利根川中流の加須低地に位置し、周辺に戦国期の城館跡は存在しない。近世には、東に関新田村・南に屈巢村、西に利田村が位置していたが、東西南北いずれの方角も利根川本・支流の乱流による低地で隣接村とは隔てられていた。『新編武蔵風土記稿』には民戸数一五〇とある。寺院は二院あるが、いずれも慶安年間の開基で、検地は元禄の記録に留まる。土豪や地侍は育ちにくい環境と思われる。

村落の状況では、特殊武装集団「夜わが鍛錬之者」の故地としては、木戸氏本領とみられる川田谷村が有力だ。

多数の船の乗取りは、【史料二八】の四月四日から【史料三二】で兵糧搬入の失敗が報告された四月十三日までの十日程度の間に、迅速に実施されている。そのためには、夜間行動に優れた「夜わが鍛錬之者」に加え、水上行動に優れた者たちも必要だったはずだ。夜わが鍛錬の者たちが、水上行動に優れていたかも知れないが、根拠はない。羽生城兵糧・弾薬

搬入作戦における敵船乗取戦術には、夜わご鍛錬の者から選ばれた忍びの外に、船の運搬を担当した者たちが参加し、数十人超の規模の特殊部隊であった可能性が高い。むしろ船頭など水運関係者の方が多かったかも知れない。

(三)天正二年羽生城忍び合戦

羽生城兵糧・弾薬搬入作戦には、事後の上杉・北条両軍の詳細な動きを伝える一次記録群が残されており、忍び研究にとって重要な示唆を与えてくれる。しかも両軍の動きは、葛西城忍び乗取作戦のその後に繋がっていく。以下に、その経緯をたどる。

【史料三二】で作戦失敗の状況を告げた謙信は、続く【史料四二】に挙げる四月十六日付「上杉謙信書状」で、対岸の羽生城を支援できない理由を詳細に説明し、言い訳を重ねている。

【史料四二】「上杉謙信書状」(謙信公御書一、上越上杉二二〇五)

重而使無余儀候、幾度如申遣候、有其元令対陳候共、其地之不成助成、結句於世間者、氏政与対陣、合向令押合之様ニ批判可申候間、押上為踏瀬候処、氏政窮屈ニ候哉、当手ニ付而登本庄ニ陳取候つる、術(漸)水可落処校量も候哉、昨日本田江引上由申候、さも候か、今日者武見ニ而も不得見候、偕亦、其地之続之義、様々令工夫候間、可心易候、然者諸軍徒ニ非可置候間、向赤石号今村与地取立候、可心易候、何様逗留之内、まてなる者被越候ハ、其時分委可申候、万々其地之上下之劬劳案迄候、恐々謹言、

「天正式(朱書)」

四月十六日 謙信御居判

菅原左衛門佐殿

謙信は、北条軍が現埼玉県本庄市の本庄に進軍して一旦陣取り、四月十五日には現同県深谷市川本の本田に移ったことを掴んでいる。増水した利根川の瀬踏みをしたところ、氏政軍は不利とみて本庄に陣を移し、その後「本田江引上」げたとのことだ。この上は、諸部隊を徒に布陣させておく必要はない、とある。北条軍が「撤退」したため、上杉軍も撤退するという意思表示だ。羽生城の支援策としては、現群馬県前橋市の赤石城への向城として、現同県伊勢崎市に今村城を構えたとある。謙信は、北条軍の動向について、利根川増水により羽生城攻略を止め、厩橋城方面を伺った後、撤退したと捉えた。羽生城はしばらく安全だと判断したので。

その後、謙信は、【史料四三】の五月二十四日付「上杉謙信書状」にある通り、秋に再度の出兵(越山)を約束して、帰国してしまった(図5)。

【史料四三】「上杉謙信書状」(謙信公御書一、上越上杉二二〇七)

急度以飛脚申届候、于今堅固之防戦故、先以其地無何事由、誠ニ無比類感入候、如斯之申事、雖無際限候、子細共候間、とてもの義ニ候者、来秋越山迄堪忍可有之歟、存分之旨候間、余忠信惜仕合ニ候条、如斯申候、同者為口才者一人被越候ハ、精申度候、万吉重而可申候、恐々謹言、

追而、此(書)中ハ籙中父子へ被届頼入候、

五月廿四日

謙信御居判

菅原左衛門佐殿



図5 羽生城兵糧搬入合戦時の上杉・北条両軍の概況

謙信が撤退と評した北条軍の移動は、きわめて不可解だ。

北条軍の戦いの主眼は関宿城と羽生城の奪取にあり、葛西・関宿・羽生の拠点を抑え利根川水系の水上権を掌中にするにあつた。厩橋城方面への侵攻の意志はあつたはずだが、【史料三三二】に周辺百里に上杉方の城がないとあるように、決定的に有利な戦況にあつた羽生城での攻防を差し置いて本庄に移動し、さらに上野方面からも遠い本田に移動した意図は、推し量るのが難しい。

本田は先述のとおり、狭い河岸段丘面にあり、要害と評されることのない農村だ。そうした「本田」に北条軍が移動したことで、謙信は退いたとみたのだ。

本田の地が軍事的に利用された記録は、『鎌倉管領九代記』巻二「金王殿元服付本田合戦並中村馬渕夜討」の項に限られる。建武の新政後、新田軍の残党を討つため、上杉弾正少弼朝房と畠山右衛門佐基国の軍が本田に着陣した。新田残党は、これを夜討にしようとしたが返り討ちにあつている。「本田合戦」と呼ばれる戦いだが、本田の地の利を利用するような作戦ではなかった。

北条軍の本田への動きが、実は撤退でなかったことは、その後の記録で明らかになる。五月下旬に上杉軍が撤退すると、北条氏は、武蔵国内の統治を進める一方(天正二年六月七日付「北条氏秀判物写」武州文書・戦国後北条一七〇五、天正二年六月二十一日付「北条家裁許朱印状」氷川神社文書・戦国後北条一七〇七)、七月下旬までには、厩橋城方面を伺いながら、羽生城への攻撃を再開したとみられる。【史料四四】に挙げる七月二十六日付「上杉謙信書状」によれば、羽生城の木戸忠朝・重朝・菅原為繁は、謙信に越山による支援を求める使いを送り、同時に厩橋城を伺う北条氏政軍の状況を伝えている。これに対し、謙信は厩橋城方面で



図6 羽生城争奪戦における上杉軍・北条軍の動きの概況1

の騒動に対し出陣するとし、先遣隊を向かわせた。本田への北条軍の移動は、上杉軍を撤退させるための作戦行動だった可能性が高い。

【史料四四】「上杉謙信書状」(謙信公御書一・上越上杉二二二二)

越山為催促態使僧、具聞届候、殊氏政向厩橋可出張由、得其旨条、陳触急而申付候处、厩橋江敵相動由候間、今日廿六出馬候、先勢出于倉内為押出候、越山迄氏政相こらゑ候者、春中之鬱憤此時候歟、猶山吉孫二郎可申候、恐々謹言、

(朱書)

「天正二」

七月廿六日

謙信御居判

木戸伊豆守殿

同 右衛門大夫殿

菅原左衛門佐殿

八月一日には、北条軍に呼応した武田勝頼の命で、上野衆の小幡信真が利根川の染原之瀬に兵を進めた(八月朔日付「武田勝頼書状写」東京大学史料編纂所所蔵「中村不能斎採集文書」九・戦国武田二二二二四)。同月、北条軍は関宿城を攻めて失敗するが、九月七日には下野国の粟志川まで侵攻した(註55)。北条軍は羽生城・関宿城への攻撃を継続しつつ厩橋城方面を伺う多正面作戦を展開していたのだ。しかし、飽くまでも本軍の狙いは関宿城と羽生城だった。

これに対して、上杉軍は約束通りとはいえ、後手になる八月初めに関東に向け出陣し、九月十二日に塩沢に着くことを越後の家臣たちに知らせている(天正二年九月十一日付「上杉謙信書状」)。

【史料四五・四六】に示した霜月廿四日付・同日申刻付「上杉謙信書状」によれば、越山した謙信は、十一月初旬には新田領・金山城を攻撃し、十一月七日に利根川を渡って武蔵国に入り、鉢形城下・忍城下・松山城下の上田領に放火した。深谷城方面の北条本軍の氏政軍との戦いでは、これが敗走したと知らせが来た。このため、利根川を越えて上野国に戻り、新田領に放火し、金山城を攻めようと陣取っている。しかし、関宿城が包囲されている知らせを受け、足利・館林・新田領に放火し、二十日に兵馬を休め、十一月二十二日、現栃木県佐野市越名にあった古井名(鯉名)沼畔(この地域は沼尻と呼ばれ、天正十二年の沼尻の合戦など、戦いの舞台になっていた)に着陣した(図6)。このとき謙信は、小山秀綱・篠田晴助と談合し、佐竹義重の参陣を促している。

【史料四五】「上杉謙信書状」(個人、上越上杉一二三三)

南軍関宿取詰難儀之由註進候間、為後詰令越山、去七日利根越河、鉢形城下・成田・上田領悉放火、直南陣可打懸処、自深谷如註進者、氏政敗北之由候間、利根川越返新田領令放火向金山陣取候処、築中被申越分者、関宿取詰凶徒不退散由候間、足利・館林・新田領悉放火、一昨廿二古井名沼際江押下陣取、昨日秀綱・築中相招令談合、明日小山進陣候、左様二候得者、敵陣十五里不足二候条、明日□□一戦難計候間、片時も早々被打越、有同陣御稼簡要二候、万吉重而、恐々謹言、

霜月廿四日

謙信(花押)

那須修理大夫殿

【史料四六】「上杉謙信書状」(宇都宮家文書・上越上杉一二三三)

去十四日之以日承分者、三日之内ニ可有向陣由候つる条、謙信事も、廿日多田木山へ打着、一日休人馬、佐野・藤岡之間沼尻へ廿二打着、今日秀綱・築中相招令相談、明日者小山へ押下候、如此二候得者、既敵陣十四五里不足二打詰候、明日之内ニも一戦ハ難叶□、例式悠悠々ニ御覚悟事口惜候、若被渡加様之一戦ニ、有見除者、佐竹名字中之後難ニも候歟、同者以夜継日、小山ニ而同陣、南衆同事ニ不被撃歟、もとかわしき砌にて、猶萩原主膳可申候、万吉令期面候、恐々謹言、

猶專柳斎可申候、以上、

霜月廿四日申刻

謙信(花押)

佐竹次郎殿

閏十一月には、厩橋城を狙う北条軍の要請を受けた武田勝頼の依頼により、上野国大戸城の浦野宮内左衛門尉が利根川東に出馬した(壬十一月九日付「武田勝頼書状」尊経閣文庫所蔵「小幡文書」戦国武田二三九五)。

謙信はその後、【史料四七】にあるように、佐竹義重を同陣させ会談した。しかし、北条軍への対処方針が合わず、関宿城を義重に任せることとなる。北条有利の状況が進む中、謙信は独自に古河公方足利義氏座所の古河、北条軍の占領下にあった栗橋城・館林城等の領地を強行突破し、利根川を越えて騎西城(寄西城)、菖蒲城(少輔城)、岩付ほかの敵地に放火した。その後、武蔵国で唯一残された上杉方拠点の羽生城を自軍に破却するよう命じ、羽生衆千余人を引き連れ上野国に退き、閏十一月十九日に厩橋城を出て越後に引き上げた。羽生衆については、その途上、金山城の向城として築いた砦に置き、北条軍に備えさせた(図7)。

【史料四七】「上杉謙信書状」(名将之消息録、上越上杉二二三八)

此度令越山、越利根川、付北条氏邦在城鉢形、始宿城松山、成田・忍城・深谷城等悉城下迄焼払、河内江引越、横瀬在城之向金山陣取候処、氏政関宿付而、義重同陣有之、可令相談由候間、始金山、足利・佐野数ヶ所之敵地押通、令放火、小山迄打下候処、義重如兼約、同陣有之、相談候条、則敵陣江押懸、可決勝負処、敵構陣城、堀門以下迄成之候条、其上利根隔大河候間、義重同心、可被為越河由雖申断、例式之家中表裏者共二候間、構依怙計、謙信不被任意見候間、謙信存分二者、所詮関宿之儀者義重相任候、殊年若与云、謙信愚意、不被畏候条、謙信者可為各別之弓箭由申断候処、関宿之儀者可任義重由候間、謙信者独立、義氏様御座所古河并南衆抱候、栗橋・同館林、四五ヶ所之敵城押通、重而利根越河、始寄西城、少輔城・岩付等悉武州敵地放火成墟候、武州・総州境、羽生之地、謙信守手前ハ、内々雖為可申付由、能々見届候二、第一浅地自味方百里内無之候条、守手前者、不見功所差置、徒二可為滅亡儀不便候間、從類千余人引取、羽生之地者越衆諸勢申付令破却、十九日至于当厩橋城、先令帰馬候、羽生之者共於、則向新田構城郭可差置候、扱又、武蔵・上野・下野余于四十日雖押歩候、終二昨日迄合幡敵無之候、殊二南衆陣城之外へ一騎一人不乗出儀、有其隱間敷候、定而連々謙信動之様二可聞得候、随而白川・佐竹無事之儀不及承候、涯分春以来入精、雖申届、朝夕義重被申処変候而、実所無之候、義重者若被涉の間、有表裏間敷候歟、併家中持二候間、家中之表裏雖尽筆頭候間、謙信不申届様無之候、其お者過御校量間敷候、猶重而置談候者帰路之時分聞届、自是可申候、然者源翁派之義、自温塩之使僧



図7 羽生城争奪戦における上杉軍・北条軍の動きの概況2

謙信両寺江申届候様躰、重而可有才覚候間、不能重意候、恐々謹言、

閏霜月廿日

謙信

芦名修理大夫殿

こうして、羽生衆はその居城を追われた。謙信が羽生衆を連れ出したのは、これまでの貢献によりその有能さを評価していたためとみてよいだろう。一方、同時に攻められていた関宿城も持ちこたえることができずに開城し、城主の篠田晴助父子は下野国水海城に移っている。【史料四八】の閏霜月二十五日付「足利義氏書状」によれば、すでに佐竹・宇都宮も北条氏側と和睦しており、関宿城開城は淡々と行われたようだ。北条軍は、関宿城を無傷で手中にしたのだ。

【史料四八】「足利義氏書状」(由良文書、群馬県史資料編7二八〇八)

内々以御使節可被仰出由、思召候處、遮而以代官懇言上、喜入候、去比者、古河之地無心元之段、節々言上、御感悦候、抑此度氏政関宿被取詰候處、輝虎・義重相談、雖及後詰候、陣中備堅固故、失利退散、羽生地引明敗北、剩佐竹・宇都宮令懇望、関宿出城、併関東御静謐之基候、定肝要可心安由、御識察候、仍一荷三種到来、目出度候、恐々謹言、

閏霜月廿五日

義氏(足利)(花押)

由良刑部太輔殿

北条軍の本田への移動を撤退とみて帰国した上杉謙信は、その勢力圏を大きく後退させることになった。北条軍の本田への移動が上杉軍を退



図8 武陽羽生古城之図

かせるための策略であれば、大きな成果をあげたことになる。謙信は、勝敗が決して退却する際、自軍に羽生城の破却を命じた。城の争奪戦では落城・自落が一般的で「破却」の表現は少ない。羽生城攻防戦では、北条軍・上杉軍ともに羽生城に固執し異例の作戦を実行したのだ。

羽生城に固執する両軍の作戦は、羽生城のもつ城としての価値や特性に関わっているようにみえる。北条軍が本田に動いた狙いの真意も、謙信が破却を命じた理由もそこにある。その先には、忍び戦術を利用した作戦に関する重要な示唆が隠されているように思える。羽生城の戦略上の価値を把握するため、次に、羽生城の地政学的な特質からアプローチしてみよう。

羽生城は、埋没した台地を基盤にもつ利根川の沖積地である加須低地に築かれていた。江戸期の「武揚羽生古城之図」(図8)(註56)には、周囲の沼地を天然の堀として利用した様子が描かれている。

江戸初期以前、利根川は氾濫を繰り返す荒れ川だった。羽生城の北西で本流が浅間川と会ノ川という二筋の本流に分岐しており、周辺には複数の小支流が乱流していた。羽生城北側には、そのうち浅間川から分れた中川旧河道が、南側には会ノ川から分かれた手子堀川と呼ばれる小河川が流れていた。これらの支流は羽生城の北・南・東に湿地帯を作り、下流に至って再び浅間川と会ノ川に合流していた。羽生城周囲の沼地を利用した堀は、当時、河川と連結していたものとみられ、洪水の影響の少ない川港を備えた要害が羽生城本来の姿だったと思われる(図9)。

羽生城の価値は明らかだ。

中小河川を通じて利根川に出れば、上流には、上野国上杉方拠点の厩橋城があり、下流には河川交通要衝の関宿城、葛西城が控えている。また、この水域には、上杉氏と北条氏が争奪戦を繰り返す太田金山城、佐野城、



図9 羽生城跡とソイルマークから復原した旧河道(航空写真は1958年撮影)

館林城なども分布している。利根川を制すれば、これらの各城に簡単に到達でき、北条軍ではさらに有利な水軍での戦いに持ち込めた。羽生城は、武蔵・上野・下総各国に通じる主要水上交通路の拠点として、北条・上杉双方ともに、戦略上保持したい城であったのだ。

北条軍としては、上杉軍とにらみあう最前線の基地として、また厩橋城をうかがう兵站の拠点として、すぐにでも使いはじめたい城であり、是が非でも無傷で手に入れたいと考えていたはずだ。関宿城の無傷の奪取以後、北条氏政はその思いをより強くしていたことだろう。

上杉方からみれば、武蔵国をほぼ明け渡してしまったとはいえ、羽生城を無傷で与えてしまえば厩橋城にも脅威が及ぶことを十分承知していたはずだ。謙信が、「破却」を命じたのは、北条軍に無傷で使用させないためだったのではないか。北条軍の上野侵攻を足止めするための最後の一手ともいえる。忍びを使って敵船を乗っ取らせ、羽生城に兵糧・弾薬を運ぶ賭けともいえる作戦も、羽生城の重要性故であったのだろう。

そう考えると、羽生城破却に先立ち、謙信が危険を押しつけて武蔵各地の北条方拠点に放火した動機も理解しやすい。放火は北条軍優位の状態で取りうる逃げの戦術だが、北条方の兵糧や軍需物資の売買・供給を止めることに繋がる。同時に、羽生城を破却して厩橋城への北条軍の迅速な侵攻を阻止するだけの時間を稼ぐ陽動作戦だった可能性がある。広範囲への放火は、忍びのような特殊戦術の選択も想像される。

ところで、苦肉の策ともいえる羽生城破却により、上杉軍は効果を得られたのだろうか。忍城主成田氏の『成田系図』には、「破却」後の羽生城の様子が記されている。

上杉軍撤退後、羽生城は、忍城主成田氏長の叔父にあたる善照寺向用斎、田中加賀、野沢信濃ら（『関八州古戦録』・『北越軍談』では成田大蔵少輔、

桜井隼人佐）が共同で城代を務めたとある。北条氏の支配下に入ったのだ。羽生城の破却は、水上交通の拠点としての機能を失わせるほどではなく、意外にも簡単に再建されてしまったのだろう。

【史料四九】に挙げた閏十一月十八日付「北条氏政書状写」には、「羽生自落」とある。氏政は、謙信が「破却」を命じたことさえ知らなかったのだ。破却の成果はその程度であった。

【史料四九】「北条氏政書状写」（賜蘆文庫文書四十五、戦国後北条一七四七）

輝虎敗北、剩羽生自落并関宿も明日出城二落着、無残所遂本意候、御大慶察存候、随而従佐竹申旨候間、先遂一和、一昨申刻彼陣も退散候、委曲追而可申候、恐々謹言、

閏十一月十八日 氏政（花押）

小田殿（氏治）

とはいえ、氏政が自落とみたように、上杉軍が羽生城破却を試みたことに間違いはない。羽生城には戦国の習いのおり火の手が上がるなどの兆候があったのだろう。上杉軍に、城の機能を奪うほどの破壊を行う余裕がなかったのだ。北条軍の羽生城奪取の圧力が、それほどまでに強かったことがわかる。

一方、これほど重要性の高い羽生城攻略を目前に、本庄を経由して本田に移った北条軍の意図は、なおも難解だ。

羽生城破却を命じたことを知らせた【史料四七】の謙信書状には、羽生は無策であればただ滅亡してしまう状況だとある。北条軍からみれば、兵糧の搬入を阻止した今、羽生城は時間さえかければ落とせる城になっ

ていたはずだ。落城寸前の羽生城を目前に本庄に移動し、さらに直後に本田に移った。本庄への移動は、厩橋城侵攻を窺つてのことと解すれば、ここまでの戦略に沿うようにみえる。しかし、北条軍は北上しなかった。本庄で利根川の水位が高かったとしても、【史料三一】に「水於力ニ南衆打出候」とあるように、北条軍はある程度の規模の水軍を保有しており、増水が大きな問題になったとは思えない。また、厩橋城をにらんだ作戦であれば、上野侵攻に有利な忍城や騎西城などに陣取る方が有利だ。さらに北条軍は、利根川筋からも離れ、羽生城から直線で三十キロメートルもある小さな郷「本田」に移動した。厩橋城への侵攻や羽生城力攻めの戦意があるとは思えない。

上杉軍は、こうした見方で北条軍の動きを理解したため、本田への動きを引上げた(【史料四二】)とみたのであろう。

上杉軍が帰国すると、北条軍は羽生城への攻撃を再開している。北条軍が圧倒的に有利な戦況下で一旦羽生戦線を後にしたのは、羽生城への力攻めを避けたことに他ならない。北条氏政は、軍の目的が厩橋城にあると見せかけるため本庄に着陣し、その後、戦に無関係にみえる本田に移ることで上杉方に退いたと見せ、羽生城の自落をも避けようとしたのだ。羽生城を攻める中で、氏政は自落の気配を感じていたのではないか。一旦間をおく本庄着陣の際、戦略を練つたに違いない。

さて、このときの本田郷には、【史料二七】に挙げたように、かつて氏康が葛西城を乗つ取つた際に活躍した本田の特殊武装集団が健在だった。天正初年頃の本田郷は、一部が北条方に与する深谷城主上杉氏憲の知行となっていた(【史料五〇・五一】)。本田宗家は、北条傘下に組み入れられていたのだ。特殊武装集団も同様に、北条軍の指揮下にあったはずだ(註57)。

【史料五〇】「上杉氏憲判物写」(教念寺文書、戦国後北条一六五一)

奉寄進本田教念寺事、

右、上本田郷之内、田十町畑六町者、依前々寄進、如此也、為末代之寄進状、如件、

天正元年四月九日

深谷氏憲(花押)

【史料五一】「上杉氏憲判物写」(教念寺文書、戦国後北条一六六四)

奉寄進本田之教念寺、

右、上本田郷之内、田拾町并畑拾町者、自前々寺領之由、依申請、如此之條、如件、

天正元年八月九日

深谷氏憲(花押)

羽入城が長く持ちこたえることはないだろう。しかし、城兵は有能で戦力も高い。厩橋城方面への展開を考えると、羽生城を入手するまでの時間は短いほどよく、無傷で奪うのが望ましい。それには、忍び戦術が適している。これが氏政の考え方だったのではないだろうか。

羽生城攻めを再開した北条軍の戦術は、忍びを使った乗取戦術が中心であったと想像する。昼は本軍が囲み、夜は忍びが迫ったのであろう。木戸忠朝らは【史料四四】のように謙信に援軍を求めつつ、秋の越山で謙信が破却を命ずるまで、城兵とともに城を死守したのだ。そして謙信と上杉軍・羽生衆は、羽生城を無傷では渡さなかった。

天正二年の羽生城争奪戦をめぐることは、両陣営で様々な権謀術策が用いられたことが推測できる。軍の動きを巧みにコントロールし、その情報を適切に敵方に伝えつつ、特殊な訓練を経た夜間戦術のプロたち「忍び」が遣わされ、乗取戦術を実行したのだろう。一次史料に残る希少な

忍び戦術による城の争奪戦の記録だ。

余談かも知れないが、『史料四五』で、謙信が深谷から「氏政敗北」の註進を受け新田領の放火に転進した際も、深谷からの註進が上杉軍を羽生城から引き離すための北条軍による情報操作であった可能性がある。北条氏研究の中で、今後改めて、北条軍の情報戦術の可能性を追ってみる必要があると思う。

以上のことから、本稿ではこの戦いを天正二年羽生城忍び合戦と呼びたい。想像が過ぎるとする批判があるのは承知しているが、少なくとも、上杉軍が船の奪取に忍び戦術を用いようとしたのは事実だ。その意味で、戦国の忍び合戦の一つに挙げることは許されて良いと考える。

ここまで推理を進めると、葛西城を忍び戦術で乗っ取った理由も見えてくる。北条氏は利根川・中川・江戸川という関東中央の河川の水上権を確保する戦略を持っていた。そのために、葛西城・関宿城・羽生城をできるだけ無傷で手に入れたかったのだ。この戦略の下、各城攻めの作戦が執られた。結果として、すべての作戦が成功した。氏康、氏政は優れた戦略家であったと評するべきだろう。

(四)その後の忍びたち

葛西城忍び乗取作戦、羽生城兵糧・弾薬搬入作戦で活躍した忍びとその指揮官の消息は定かではない。とはいえ、多少の手がかりが残されているので、最後に紹介しておきたい。

近世の本田宗家については、徳川の文禄検地によって土豪から農民に位置付けられたとみられている(註58)。配下の同心衆も同様であろう。本田郷は近世を通じて御料所となっており、『新編武蔵風土記稿』によれば、寛政八年(一七九六)に一部が市川・有賀・長井・西山・内藤・菅沼

ら複数名の知行地となっている。幕末の史料になるが、嘉永七年(一八五四)のものと推定されている忍藩の「分限帳」には、祐筆の一人として「六石二人扶持 内二石足米 二の丸御番格 本田四郎右衛門」の名がみえる。先述の『成田分限帳』龍淵寺本にある「本多右近」の関係者の可能性を考慮すると、本田宗家は実質的な耕作者として旧領本田に残った者たち以外に、武士として成田氏に仕え、そのまま忍藩士になった者たちがいたと推測される。

それでは羽生城の特殊部隊関係者のその後についてはどうだろうか。天正一八年(一五九〇)の小田原攻めで北条氏が滅ぶと、羽生領と羽生城は徳川家康によって諏訪頼忠に与えられ、家康関東入府後に大久保忠隣の領地になった。忠隣は羽生城に入らず、家臣の匂坂道可や徳森伝蔵らが城代を務めたが、慶長一九年(一六一四)、忠隣の改易に従い羽生城は廃城となった(註59)。

そうした中、「夜わざ鍛錬之者」を指揮した三名については、わずかな足跡が残されている。

木戸忠朝・重朝については、信頼できる史料はないが伝承が残る。現羽生市にある岩松寺住職が書いた「木戸氏系図」には、天正三年に忍城の成田軍が攻め寄せ、木戸忠朝は館林に逃れ自害、重朝は羽生城本丸で自害とある。「蓑沢一城根元亡落記」や「武陽羽生古城之図」の詞書などにも同様の記述があり、「斉藤家系譜」には病死とある(註60)。

残る一人、菅原為繁については、『史料五二』に挙げた天正八年(一五八〇)正月七日付「菅原為繁判物」が残されており、現群馬県前橋市にある赤城神社に、武田勝頼出陣に際して羽生城回復を祈る祈願文を納めたことがわかっている。

【史料五二】菅原為繁判物（個人、上越上杉一八九四）

此度勝頼御出馬二付而、羽生江至本意者、赤城大明神社領一所可奉上候、以此旨御祈念可然候、仍如件、

菅原

正月七日

左衛門尉為繁（花押）

神主殿

謙信の死後、上杉景勝が武田勝頼と結んで跡目を継いでおり、その後、武田軍が西上野に侵攻した。このことから、羽生城旧臣の一部が武田勝頼を頼ったと推測する意見もある（註61）。

常に行動をともにしていた木戸父子と菅原為繁であったが、羽生城破却以後は、別行動となったようだ。羽生城から上杉軍が連れ出したのは、菅原為繁だけで、木戸父子は城に残り、伝承のように戦死したのかも知れない。しかし、謙信と木戸父子の関係を考えれば、見捨てることはなかったとも思われる。それだけ戦が激しかったのだろうか。

特殊武装集団「夜わざ鍛錬之者」たちのその後は、定かではない。半土半農の在村武士としての生き方は、上杉軍に従って羽生城を出た後、籠城で帰れなかった故地の川田谷あるいは広田に戻ったことを想像させる。そこには、一族・労働力として、彼らを待つ者たちがいたはずだ。

先に挙げた『成田分限帳』龍淵寺本には、成田氏に仕えた川田谷や広田付近の氏や地名に由来する武士の名が少数ながら認められる。川田谷関係では、譜代侍の酒田九八郎・坂田小兵衛・福田治部左衛門、加勢侍の福田新左衛門の名がある。福田新左衛門については、本国武蔵、後小田原へ行く、とある。また、広田関係では、譜代侍の鴻巣新兵衛・鴻巣左京・久須見久内・久須河丹波の名がみえる。『成田分限帳』では、もともと

と所有している土地の一部を献じ、これを知行されるなど、記載された知行高は実態より相当少ないことが知られており（註62）、知行高は参考になりにくい。しかし、この中に、「夜わざ鍛錬之者」、あるいは忍びとして船を奪った者やその子孫がいるのかも知れない。

さらに埴生出雲守、埴生助六郎、岩瀬半兵衛、川俣弥十郎など、羽生城周辺の地名に基づく武士の名もみえる。これらを木戸氏旧臣と推測する意見もあり（註63）、羽生領が「夜わざ鍛錬之者」の母体であった場合は、この中に忍びの子孫がいてもおかしくないことになる。いずれにしろ、今のところ確証はない。

これも余談になるが、羽生城忍び合戦の後、北条氏は勢力を拡大し、天正十年（一五八二）六月十六日の神流川の戦いで織田氏配下の滝川一益を倒すと、厩橋城を含め、広く上野国を領有した。その後の関東の忍びの痕跡は、豊臣軍による小田原攻めの際の岩付城や八王子城に残された考古資料に限られる。関東は上野国の北部・西部を除き、忍び戦術で城を争う時代ではなくなっていったのだ。

五 垣間見た忍びの姿

土豪のような階層の有力な在村武士は、実効支配する村の下級武士や百姓・隷属民を従え、武装集団として鍛錬し、大名の軍役に備えた。その中には、通常の戦闘訓練の域を越え、夜間行動に対応できる特殊な訓練を実施し、特殊部隊を組織する者もあった。

大名軍は正面攻撃、いわゆる力攻めによる損耗を避けるため、乗取り・放火・攪乱等の特殊部隊による様々な戦術を駆使した。このうち、特に夜間の潜入・乗取・放火を行う戦術を「忍び」と呼び、土豪が訓練した特殊部隊から特に技能の優れた者を召集して、これにあてた。忍び戦術は、

常に軍の後方支援や行政的なバックアップに支えられ、局所的な戦闘を前提に、短時日に実行された。忍び戦術の役を任せられた者たちは、このとき忍びと称された。

これが関東・北陸・中部を中心として一次史料からみた戦国の忍びの実態だ。「忍」の語は、乗取りや放火を行う夜間の行動として当時の武士たちに広く認知されていたが、戦術用語として各大名軍で用いられており、召集・後方支援・戦術内容・報償の詳細が軍毎に定められていた。伏兵(草)・かまり・夜懸けなど他の戦術とは明確に区別されるものであった(註64)。多種ある戦術用語を混同することは、百年以上に渡って展開した戦の技術の多様性を見落とすことにつながる。戦国期の軍は、長年積み上げた戦術と戦略をもつて、多彩で論理的な作戦行動を起していたはずだ。忍びの理解を進めることは、そうした多彩な作戦行動を立体的に復元する端緒になるだろう。

本稿で辿り着いた戦国の忍びの実像は、戦国の軍の省力的な特殊作戦の一部を描き出した。しかし、江戸期を中心にした最新の研究や、従来の忍び研究で、当たり前のようにその役に挙げられてきた情報収集・情報運搬、長期潜入(註65)、変装・方言の習得、忍びの起源とされる修験や悪党との関係等に関しては、一つの証拠も見出せなかった。

江戸期史料から明らかにようになってきた徳川政権下の忍びは、常設の役を得、情報収集を任務としていたことが明らかであり(註66)、戦国の忍びとの間には、明確な画期をみなければならない。

本稿は、二〇二〇年度開催予定で開始した埼玉県立嵐山史跡の博物館の展示事業「実相 忍びの者」に関わる調査活動によるところが小さくない。このため、史料の収集範囲が小田原北条氏に偏在するなど限定的だ。今後、忍びあるいは他の特殊部隊について、理論的で丹念な調査を進め

れば、各地で一次史料や関係史料・考古資料が発見されていくだろう。その過程で、本稿の忍びの定義や仮説が正しく、そして劇的に書き換えられていくことを望みたい。

二〇一八年春、展示を前提に忍びの調査研究を開始した。それ以前に得ていた情報から、戦国期の忍びを史料から追うことは難しいと考えていたため、当初は修験関係資料などの出土品を中心に研究を進めるつもりでいた。そんな折、谷口榮氏に足立区立郷土博物館に葛西城関係の忍びの史料が寄託されていることをうかがった。その後「本田家文書」としてまとまった形で保存されてきたことを知り、軍の作戦における戦術としての忍びの内容を周辺文書から確認できると確信した。これが忍び研究に本格的に取り組みきっかけとなった。史料の見方が変わると、忍び戦術周辺には手がかりが散見されることがわかってきた。この過程で、埼玉県教育局とともに働く加藤光男氏、新井浩文氏に史料の解釈について御教示いただくとともに議論に乗っていただき、様々な着想を得ることができた。資料調査の際には、三重大大学の山田雄司氏・高尾善希氏に江戸期の忍びの性格についてお聞きし、上越市公文書センターの福原圭一氏には埋もれていた史料の実見に御尽力いただいた。さらに、本稿の作成にあたって、時機に応じ多くの方々から御教示や御協力をいただいた。あらためてお名前を記し、謝意を表すものとした。

阿部哲人 梯 弘人 河津美穂子 木津俊夫 佐藤貴浩 佐野正晴
柴崎純子 高島邦仁 福原圭一 深井雅海 藤田英昭 保阪洋子
本田遊亀子 村山 修 柳沢 誠 渡辺俊経 渡邊浩貴
(敬称は省略させていただきました)

註

- (1) 黒田基樹 二〇〇四「戦争資料かみる戦国大名の軍隊」『ものからみる日本史 戦争Ⅰ 中世戦争論の現在』青木書店、荒垣恒明 二〇〇四「戦場における傭兵」『底本 北条氏康』高志書院、西股総生 二〇一二「戦国の軍隊」学研パブリッシングなど。
- (2) 黒田基樹 二〇〇二「戦国大名と在地紛争―農村における立山・立林」『史苑』第六一卷第二号、盛本昌広 二〇〇六「戦国期間東における山林利用と植林」『千葉史学』第四九号、盛本昌広 二〇〇八「軍需物資から見た戦国合戦」洋泉社、山田邦明 二〇一一「戦国のコミュニケーション情報と通信」吉川弘文館、盛本昌広 二〇一四「境界争いと戦国謀報戦」洋泉社歴史新書、久保健一郎 二〇一五「戦国時代戦争経済論」校倉書房など。
- (3) 加藤 朗 二〇一三「科学研究費助成事業研究成果報告書 軍事・社会・政治への革命的影響に関する人造硝石の史的研究」、村山修・三浦麻衣子 二〇一九「八王子城出土の鉄砲弾について」『武田氏研究』第六〇号など。
- (4) 藤木久志・伊藤正義編 二〇〇二「城破りの考古学」吉川弘文館、竹井英文 二〇一八「戦国の城の一生 つくる・壊す・蘇る」吉川弘文館など。
- (5) 註2の盛本昌広 二〇一四・山田邦明らの研究など。
- (6) 伊藤銀月 一九一七「忍術の極意」『武俠世界』が代表といわれる。
- (7) 久保文武 一九五〇「伊賀国無足人帳より見た無足制度の一考察」『伊賀郷土史研究』二 伊賀郷土史研究会、同 一九六一「藤堂藩敷敷無足人(無足人鉄砲)について」『伊賀郷土史研究』四 伊賀郷土史研究会、石田善人 一九六二「甲賀郡中惣と伊賀惣国一揆」『史窓』二一 京都女子大学、高木昭作 一九六七「甲賀郡山中氏と「郡中惣」―小領主の性格規定のために」『歴史学研究』三二五 青木書店、和島芳男 一九七八「忍術道いと家康」『日本歴史』三五六 吉川弘文館など。
- (8) 藤木久志 一九九五「雑兵たちの戦場 中世の傭兵と奴隷狩り」朝日新聞社、西ヶ谷恭弘 一九九八「戦国城郭の忍者警備」『戦国史研究』二六 吉川弘文館、荒垣恒明 二〇〇三「戦国合戦における待ち伏せ戦術について」『忍びと草・草調儀の実態』『日本中世史の再発見』吉川弘文館、同 二〇〇四「戦場における傭兵」『底本北条氏康』高志書院などがあるが、さまざまな名称の戦術・部隊と混同され、待ち伏せ戦術により

略奪や人取りを行う雑兵として把握される傾向がある。広範な視野で戦国の忍びに迫った平山優による研究成果、二〇二〇「戦国の忍び」角川新書は、忍びの史料を網羅し一次史料を中心にその実態を明らかにしようとした労作だが、忍びと草・かまり・野臥・伏兵などを同カテゴリの戦術・部隊とみて、非正規雇用された悪党がその成員であるとする結論には、戦国期史料による明確な根拠が示されておらず、これまでの忍び研究の範疇を踏み出すに至らなかった側面がある。

- (9) 認知科学の成果を歴史学に応用する理論については、拙論 二〇〇五「型式学理論の基礎的研究(上)」『埼玉考古』四〇 埼玉考古学会、「同(中)」『同四一』、「同(下)」『同四二』構築した。概要は拙論 二〇一〇「認知考古学―事例研究による方法論の展望―」『縄文時代の考古学』二二 同成社に紹介してある。
- (10) 山田雄司 二〇一六「忍者の歴史」角川選書による。
- (11) 註10に同じ。
- (12) 『国史大辞典』による。
- (13) 「忍びて」のような副詞的表現や「堪忍」などの意味の異なる語は除外する。
- (14) 荒垣恒明 二〇一三「第三九九回例会 忍びに関する基礎的考察」『戦国史研究』六六 戦国史研究会
- (15) 平山 優 二〇二〇「戦国の忍び」角川新書による。
- (16) 鉄砲伝来については、『鐵炮記』の天文十二年(一五四三)八月二十五日の説の他に、天

文期以前に東アジアから伝来したとする宇田川武久(二〇〇六)『真説鉄砲伝来』(平凡社)の説などがある。本稿では、宇田川にしたがう。

(17) 丸島和洋 二〇一五「真田四代と信繁」平凡社新書による。

(18) 多くの翻刻では「月夜ならては」と読んでいるが、月夜を選ぶとすると、視認されにくい夜間の行動をとる理由がなくなり、忍びのその他の行動規範との整合もとれなくなる。実物史料は写本であるため、確認したところ、「月夜なしては」と書いている可能性があり、また「きてきて」と読まれている文意不明の部分もあり、写し間違いの可能性もあることがわかった。特に冬季の群馬県は曇もなく月夜が明るく、遠方まで見通すことが可能になってしまう。問題提起としたい。また、「きてきて」については、後段の「きて」と明らかに書き方が異なる。「きはきは」の誤読・誤記であろう。

- (19) 忍役人として代々尾張藩に仕えた甲賀市の渡辺家で発見された文書群「渡辺俊経家文書」の「起請文雛形」(元禄十三年(一七〇〇)三月付)には、「況常々稽古疎略不仕、互二致吟味、工夫専一ニ可仕候事」とあり、江戸期の忍びが日常的に訓練を実施していたことが把握できる。忍術諸流の集大成とされる忍術伝書『万川集海』巻第二「万川集海凡例」では、忍器は忍びが自ら製作し、役に立つかどうか確認しておくべきものとされている。藤堂藩に無足人として仕えた伊賀の木津家に伝わる正徳六年(一七一六)五月三日付「敬白天罰靈社起請文前書」には、新しい忍器のアイデアがあれば師に報告するよう指示がある。江戸期の忍びが、日常的に忍器を用いて訓練を行い、新しい忍器の開発も手掛けていたことは確かだ。戦国の忍びの習いとは時間的空間的に隔たりがあるが、『万川集海』が各地の忍びの情報を集めた成果とされていることから、戦国期の忍びの様子を考える際の手がかりにすることは許されるだろう。
- (20) 藤堂藩には、寛永十三年(一六三六)の忍びの雇用状況を示す名簿「伊賀付差出帳」(沖森氏蔵)がある。『鶴飼勝山実記』によれば、寛永十五年(一六三八)の島原の乱で、尾張藩に雇用された十人の甲賀者が原城の情報収集にあたっていた。その後、一旦雇用が途絶えるが、延宝七年(一六七九)には、五人の甲賀者を召し抱えている。
- (21) 岩田明広 二〇一九「戦国大名は如何にして軍需を調達したか」『埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展図録』。
- (22) 谷口 榮 二〇〇七「平成一九年度特別展 関東戦乱 戦国を駆け抜けた葛西城」葛飾区郷土と天文の博物館による。
- (23) 上杉謙信の関東侵攻については、従来いくつかの見解が出されてきたが、本稿では梁瀬大輔 二〇一七「上杉謙信の雪中越山」高志書院による合計十七回の出陣があったとする見解に従っている。
- (24) 池上裕子 一九八三「後北条領の公事について」『歴史学研究』第五二三号 歴史学研究会によれば、「北条氏所領役帳」の記載から、各衆の筆頭格が郡代と推定されるとい、葛西では遠山丹波守綱景と考えられている。
- (25) 加増啓二が一九九三「戦国期江戸および周辺地域の在地領主と寄子・同心の軍団編成について―本田文書と永禄年間の葛西要害争奪戦をめぐって―」『三郷市史研究 葦のみち』第五号で、太田康資と推定している。
- (26) 註25で、加増は【史料二〇】では高城氏からの横合いがあり、知行が行われなかったと考えている。しかし、続く八月二十六日付の【史料二三】では約束の「足立二て二ヶ所」のみが問題になっており、八月十二日時点で相違なく入部せよとされていることを合わせると、北条氏の記録上では、金町の知行宛行は既に行われたと考えざるを得ない。
- (27) 註22に同じ。
- (28) 加増啓二は、註25の文献において、本田正勝が北条氏の給人になったのを軍役の負担「陣役」の記録がある【史料二六】の永禄十二年(までの間)と考えているが、ここでは知行宛行が行われた際とみなしておきたい。
- (29) 【史料一】の用法はこの概念だと思われる。
- (30) 認知科学的理論に基づいて解釈すれば、各大名軍内の武士のレベルでは、文書に表記されない細部の情報、つまり忍び戦術の具体的な内容(召集方法・人選・人数・使用する武器や武具・具体的な行動の方法等)が共有されており、大名軍毎に認知構造の独自の型をなしていた(大名軍毎に忍び戦術の細部が異なっていた)と考えられる。
- (31) 註25の加増の文献によれば、葛西城忍び乗取作戦後に本田が館を構えた候補地を金町としたのは関口正人とされるが、根拠となる文献はない。本田氏館の候補地は、現埼玉県三郷市茂田井にも所在する。同所住人に話を聞いた加増は、水戸脇街道に面し、盛り土の上に家屋があり、二重堀を有していたが、盛り土を崩し堀は埋めたと紹介している。
- (32) 貫 達人 一九六二『畠山重忠』吉川弘文館による。
- (33) 註32に同じ。
- (34) 川本町編 一九八九『川本町史 通史編』。
- (35) 太田 亮 一九六三『姓氏家系大辞典』でも、この本田氏について現深谷市川本本田を本貫地としている。
- (36) 葛飾区編 一九八五『増補葛飾区史』上巻
- (37) 福島東雄 享和二年(一八〇二)頃『武蔵志』による。
- (38) 埼玉県立歴史資料館 一九八五『中世城館跡調査概報(二)』昭和五九年度。
- (39) 註34に同じ。

- (40) 註34に同じ。
- (41) 本田右近の名は、越相同盟が成立し、北条三郎が人質として上杉謙信の養子に決まった頃にあたる永禄十三年四月四日付「上杉謙信書状」(上越上杉九〇二)にみられるが、謙信配下の武将として越中金山での戦いに臨んでおり、これは別人と思われる。
- (42) 軍役の請け手としての土豪の位置付けについては、久留島典子 一九九〇「中世後期の『村請制』について―山城国久世上下荘を素材として―」『歴史評論』四七五号、藤木久志 一九九七『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、長谷川裕子 二〇〇九「中近世移行期における村の生存と土豪」校倉書房などによる。
- (43) 柳沢 誠 二〇一九「高尾山薬王院文書の長尾景虎(上杉謙信)制札・太田資正制札と永禄三・四年頃の八王子市域」『八王子の歴史と文化』八王子市郷土資料館紀要第三二号によれば、氏照が最初に居城した浄福寺城の可能性が高いとされている。
- (44) 『新八王子市史』資料編二、編年一〇九〇・一〇九一による。
- (45) 『田中村検地帳』(「応正寺文書」)による。
- (46) 羽生市史編集委員会 一九七六『羽生市史 追捕』には、文化九年(一八二二)に間宮士信が編纂した『小田原編年録』に掲載されていることが示されており、市史専門委員を勤めた富田勝治が、その著書二〇一〇『羽生城と木戸氏』中世武士選書3 戎光祥出版で一部を紹介している。しかし、上杉輝虎が羽生城支援のため、船を集めさせる指示をした文書とあるにとどまり、「夜わざ鍛錬之者」など、細部の検討は行われなかった。その後、東京大学史料編纂所と上越市公文書センターの調査で、個人宅から原本が発見され、『上越市史別編1 上杉氏文書1』に採録された。忍び関連資料としては、第一級の史料で、注目の発見に他ならない。原本は堅切紙に細かい文字で詳細な指示を書いたもので、北条軍を前にした上杉軍の緊張した状況が想像される。『小田原編年録』に基づく『羽生市史』の翻刻は、誤読が少なくない。
- (47) 羽生市史編集委員会 一九七一『羽生市史 上巻』。
- (48) 註2の盛本昌広 二〇一四、註8の平山優 二〇二〇などにも紹介されている。
- (49) 富田勝治 二〇一〇『羽生城と木戸氏』中世武士選書3、戎光祥出版による。
- (50) 註49に同じ。
- (51) 註49に同じ。『成田記』では、北条軍の圧迫に押され、永禄七年頃に皿尾城を出て羽生城に戻ったとされるが、一次史料との間に年代の齟齬がある。本稿は一次史料を優先する。
- (52) この文書には、永禄七年に入れると朱書きされているが、永禄七年は、上杉謙信が年初に小田城を攻め、二月には唐沢山城を攻略して佐野氏を下しており、永禄七年の記録とすることはできない。佐野での攻防の記録がある年をみると、永禄九年は、謙信が正月二十六日に佐野に向けて出馬しており該当せず(正月廿四日)上杉輝虎書状「上越上杉四八三」、同年十一月以後は佐野に在陣していたためこれも対象外となる。このため本稿では、永禄十一年とみた。
- (53) 註49の富田によれば、佐野攻めの上杉軍への羽生城主らの参陣時期を示す永禄十三年一月五日付「上杉輝虎起請文」の宛名に、広田出羽守と木戸伊豆守が書かれているとし、『歴代古案』が出典に挙げられているが、『上越市別編1』「上杉家文書」の原史料写真にこの宛名は確認できない。
- (54) 桶川市 一九八五『桶川市史 第二巻』古代・中世資料編、埼玉県教育委員会一九八八「埼玉の中世城跡」による。
- (55) 下山治久編 二〇一〇『戦国時代年表 後北条氏編』東京堂出版、岩槻市 一九八三『岩槻市史 古代中世資料編』による。
- (56) 岩田明広 二〇二二『実相 忍びの者』埼玉県立嵐山史跡の博物館展示図録より。
- (57) 文禄四年の検地の際、本田宗家の屋敷地の縄除けについて考察した註34の『川本町史 通史編』では、寛永十五年(二六三八)の畠山村・本田村間の入会秣場訴訟における、本田村提出文書(「本田瑛男家文書」)から、本田宗家が鉢形城の北条氏邦被官と想定しているが、明確な根拠はない。本稿では、葛西城忍び乗取作戦以来、本田の特殊部隊は、本田正勝・本田宗家の当主を通じて小田原北条氏(氏康・氏政)に仕えているものと考えている。
- (58) 註34による。
- (59) 羽生市史編集委員会 一九七六『羽生市史 追捕』による。
- (60) 註49による。
- (61) 註49による。
- (62) 行田郷土史研究会 二〇一八「成田系図及び分限帳」『郷土忍の歴史』稿本による。

(63) 註49による。

(64) 本文二(一)のとおり、本稿で収集した忍び関連史料は鉄炮普及期から顕著にみられる。本文四(一)に『甲陽軍鑑』巻第十一下の「申、西兩年之御備」を取り上げたように、高度化した戦術の必要性に応じ、高度に専門化した専門技術をもった特殊部隊が育成されはじめた時期に当たると思われる。これまで忍びと混同されてきた多様な名称の部隊が、その候補だ。今後、個々の専門性や技術内容を明らかにしていくことが望まれる。

(65) 平山 優は忍びの任務の一つに、乗取りに先立ち敵城等に潜入し手引きすることを挙げている(註8の文献)。少なからぬ一次史料に表裏之者などの裏切りや内通を行う者の実在を示す記録がある(史料四七)はその一例)。乗取りの際の忍びの潜入に手引きが存在した可能性はきわめて高い。しかし、葛西城忍び乗取作戦や羽生城兵糧・弾薬搬入作戦では、忍び戦術は任命から短時間で実行されている。手引きそのものは、忍び戦術とは別の戦術と理解すべきだ。

(66) 渡辺俊経 二〇二〇『甲賀忍者の真実 末裔が明かすその姿とは』サンライズ出版、山田雄司 二〇一六『忍者の歴史』角川選書、高尾善希 二〇一七『忍者の末裔 江戸城に勤めた伊賀者たち』角川書店、註56の拙論などによる。